第3章 流域下水道

第3章 流域下水道

3-1 沿 革

1 多摩地域の下水道事業のはじまり

多摩地域の下水道計画は、戦後の急激な人口増加と産業の発展による市街化の拡大に対処するため、昭和25年に武蔵野市で始まった。当時は、公害問題も表面化しておらず、雨水及び雑排水の排除を主な目的としていた。その後、昭和28年度から34年度にかけて八王子市の中心部、立川市の市街地部、日野市の多摩平地区、三鷹市東部地区が順次公共下水道として都市計画決定され事業に着手した。この頃より、多摩地域は、人口増加による市街化が激しくなり、緊急に雨水及び雑排水の排除が必要となっていた。

このため都は、多摩地域の市街地の秩序ある発展と生活環境の向上を図るため、昭和33年から34年にかけて北多摩地区で下水道計画の基礎となる「用排水実態調査」と「下水道基本調査」を行い、基本調査の結果を市町村の下水道計画に対する指導指針とした。

これらの調査では、下水道の計画人口を約171万人、一日一人当たりの汚水量を300リットル、降雨強度は一時間当たり40ミリ程度とし、排除方式は、事業実施中の処理区を除き、原則として分流式を採用することとした。

昭和30年代後半から40年代前半にかけては、人口増加と工場進出などの一層の激化により、「用排水実態調査」と「下水道基本調査」は、実態に合わなくなり、新たな計画の策定が必要となった。

このため、昭和38年10月、都は市町村の協力を得て、長期的・広域的な環境整備計画と事業計画並びに 実施方法の策定を目的とした「三多摩地区環境整備対策連絡協議会」(会長:副知事)を設置した。

下水道部門は、都が三多摩地域の下水道計画案を作成し、本協議会にはかり了承を得るという方針に基づいて、昭和42年2月「三多摩地区総合排水計画(第一次)」の都案を決定した。

この下水道計画は、都が中小河川と広域幹線排水路(北多摩一号幹線排水路、北多摩二号幹線排水路)、 市町村は汚水処理施設と管きょ等を整備するというものであり、広域幹線排水路は、各市町村の汚水処理 施設から放流される処理水と区域内の雨水を集水して多摩川に流すという河川としての性格が強いもの であった。

2 流域下水道事業のはじまり

「三多摩地区総合排水計画(第一次)」に基づいて、国は、市街地の健全な発展と公共用水域の水質の保全のため、市町村の区域を越えた広域的下水道の整備が急務であるとして、昭和43年2月の建設省都市局長通達で、都道府県が流域下水道の事業主となるよう方向を明らかにした。これを受けて都は、同年6月の首脳会議をもって流域下水道の建設事業は下水道局が主管することと決定した。

これらの背景のもとに、昭和43年9月に関係市町村との協議会において「三多摩地区総合排水計画(第

二次)」が承認された。

この計画では、都は中小河川、流域下水道の幹線及び処理場(平成16年4月より「水再生センター」に名称変更)の整備、市町村は一般の下水道及び流域関連の下水道の整備とし、排除方式は、急激な人口増と著しい市街化により雨水排除と汚水処理を平行して行わざるをえなかったため、原則として合流式(特に北多摩地域)を採用することとした。この計画が、今日の多摩川流域下水道計画の母体となっている。

昭和43年までの流域下水道計画は、わずかに北多摩一号処理区の幹線管きょが都市計画決定されているにすぎなかったが、多摩地区の流域下水道事業の所管が下水道局に決定し、「三多摩地区総合排水計画(第二次)」に基づく事業が急がれることとなった。同時に昭和40年代半ばには、多摩川の汚染が一層深刻になり社会問題化していた。そして、昭和45年には下水道法改正があり、下水道の目的に「公共用水域の水質の保全」が付加され、流域下水道は公共下水道の基幹施設として、水質保全に大きな役割を果たすこととなった。

昭和45年9月、多摩川・荒川などの都内の主要な河川は公害対策基本法に基づいて、水質環境基準の類型指定が定められた。このため、これらの水域は下水道法第2条の2の規程により、下水道整備に関する総合的な基本計画、すなわち「流域別下水道整備総合計画」を策定することとなった。

この計画は、水質環境基準を達成、維持するための下水道の整備を最も効果的に実施するために当該流域における個別の下水道計画の上位計画として位置づけられるものである。

都においては、計画区域を区部及び多摩地域とする「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」(以下、「流総計画」)を策定し、昭和55年3月に建設大臣承認を受けた。

しかし、流総計画については20年後を目標としつつ中間年次に見直しをすることとなっていたため、都は昭和63年度を基準年として平成元年度から見直し作業を行い、平成7年8月に国に計画を申請し、平成9年5月に承認を受けた。

この計画では、多摩地域の計画区域面積を59,162ha、計画人口386万人、基礎家庭における一日一人当たり汚水量を300リットルとしている。また、各処理場からの放流水質は、多摩川及び荒川の水質環境基準の達成を目標として、多摩川水系で1リットル当たりBOD8mg以下、荒川水系で1リットル当たりBOD10mg以下と定めた。

さらに、本流総計画では、環境庁より東京湾の窒素・りんに係わる水質環境基準を達成する観点から、計画を見直しするよう付帯意見が付けられている。これらを受けて「流総計画」は、平成10年度から人口・産業等の基礎フレーム、汚水量及び下水道計画区域等を含め検討を重ねた。加えて、平成17年に東京湾など閉鎖性水域の水質を改善するため下水道法施行令の改正もあり、約10年ぶりに計画の見直しを行い、平成22年3月に国に計画を申請し、平成21年7月に同意を得た。主な変更点は①計画下水量の見直し、②窒素、りんなどの目標水質を新たに設定、③老朽化した処理場がある市の単独処理区(八王子市北野処理区、立川市錦町処理区、三鷹市東部処理区)を流域下水道に編入することとしている。

この計画では、多摩地域の計画区域面積を56,757ha、計画人口401万人、基礎家庭における一日一人当

たり汚水量を270リットルとしている。また、各処理場からの放流水質は、多摩川及び荒川の水質環境基準の達成を目標として、多摩川水系、荒川水系で1リットル当たりBOD6mg以下と定めた。

3 流域下水道事業の重点的な実施

事業費の推移は、昭和52年12月の「東京都財政3か年計画-1997」に基づき、昭和53年度を初年度とする3か年に、総額680億円を投資し、多摩川水系と荒川水系の流域下水道を、関連市町の公共下水道と整合させながら、強力に建設を進めることとしたのをはじめ、昭和56年2月の「マイタウン東京'81東京都総合実施計画」においては、昭和56年度から3か年間に760億円の事業費を投資することとした。

さらに、昭和57年10月には「東京都長期計画マイタウン東京-21世紀をめざして」が策定され、昭和56年度からの10か年における総事業費を2,740億円とした。

その後、東京都長期計画の着実な推進を図ることを目途に、昭和58年10月に「マイタウン東京'83東京都総合実施計画」が策定され、昭和58年度からの3か年の事業費を720億円とした。さらに、昭和59年10月の「マイタウン東京'85東京都総合実施計画」では、昭和60年度からの3か年の事業費を、610億円とした。

昭和61年11月には「第二次東京都長期計画 マイタウン東京-21世紀への新たな展開」が策定され、昭和61年度からの10か年における総事業費を2,740億円とした。これを受けて、昭和62年11月に「マイタウン東京'87東京都総合実施計画」を策定し、昭和62年度からの3か年における事業費を860億円とした。また、昭和63年10月には、第二次東京都長期計画の着実な推進を図ることを目的とし、「マイタウン東京'89東京都総合実施計画」を策定し、平成元年度から3か年の事業費を940億円とした。

平成2年11月には「第三次東京都長期計画マイタウン東京-21世紀をひらく」が策定され、平成3年度からの10か年における総事業費を2,804億円とした。これを受けて、平成3年11月に「マイタウン東京'91東京都総合実施計画」を策定し、平成3年度からの3か年における事業費を877億円とした。また、平成4年11月には、第三次東京都長期計画の着実な推進を図ることを目的とし、「マイタウン東京'93東京都総合実施計画」を策定し、平成5年度からの3か年における事業費を865億円とした。

平成7年11月には「生活者の視点の重視」を基本理念とした「とうきょうプラン'95-生活都市東京をめざして」が策定し、平成7年度からの3か年における事業費を855億円とした。

さらに、平成9年2月には「生活都市東京の創造」を基本目標とし、平成8年度から平成17年度のおおむ ね10年間を対象期間とした都の基本構想である「生活都市東京構想」を策定した。

また、平成9年11月には、生活都市東京構想に掲げる目標の実現に向けた、平成10年度から3か年に重点的に取り組むべき重点課題について計画化した「生活都市東京の創造 重点計画」を策定した。

平成10年11月には、東京をめぐる社会経済情勢の激しい変化を踏まえ、平成11年度から3か年を対象期間とした「生活都市東京の展開 改訂重点計画」を策定した。

その後も厳しさを増す下水道財政の中にあって、都民サービスの更なる向上、より一層の事業の効率 化・重点化の観点から事業全般の進め方を見直すとともに、50年先を展望した下水道事業の取組方針を示 すため、平成13年に「下水道構想2001」を策定した。

この構想を基本に、下水道事業を遂行していく上での指針とするとともに、その施策の内容を「お客様」である都民の皆さまに明らかにすることを目的として、平成16年からの3年間を計画期間とする「経営計画2004」を策定した。さらに、平成18年に都が策定した「10年後の東京」で示された東京のあるべき姿を実現するためには、下水道局がこれまで実施してきた様々な事業を今まで以上に環境に配慮して推進していく必要があり、引き続く計画として平成19年からの3年間を計画期間とする「経営計画2007」、平成22年からの3年間を計画期間とする「経営計画2010」を策定した。

これらの計画により、多摩川・荒川右岸東京の両流域下水道事業は急速に促進し、昭和46年3月に南多摩処理場、昭和47年4月に野川処理区及び昭和48年6月に北多摩一号処理場が相次いで一部処理を開始した。これに続き、昭和53年5月には多摩川の水質改善にあたってその普及が急務であるとされていた多摩川上流処理区の多摩川上流処理場が一部処理を開始した。

さらに、昭和56年11月には荒川右岸処理区の清瀬処理場が一部処理を開始した。流域下水道が着手されてから20年目に当たる昭和63年度には、北多摩二号処理場の一期稼働施設が完成し、平成元年4月に処理を開始した。そして、平成4年11月には浅川処理場並びに八王子処理場が一部処理を開始し、流域下水道の8処理区すべてが供用した。

4 新たな課題への対応

(1) 老朽化施設の更新

水再生センターでは稼働から30年以上経過するなど、設備の老朽化により処理機能の確保が困難となってきたため、これまでも老朽化対策を実施してきた。今後も、補修や改良、更新など老朽化対策に多額の事業費が必要であるが、高度処理の推進や地球温暖化対策など、新たな課題への対応も必要である。また、整備後40年を迎えている流域幹線については、予防保全対策として、平成19年度から調査を開始している。今後は、事業費の平準化や総コストの削減を図りながら、各課題を効果的に解決するため、アセットマネジメント手法により、流域幹線や水再生センターの設備の補修・改良による延命化や更新を計画的かつ効率的に推進する。また、改良や更新にあたっては、温室効果ガスの削減や省エネルギーなどを考慮した新技術を積極的に導入する。また、流域幹線の予防保全対策として、無人で遠隔操作が可能な大口径管路内調査機器を活用し、年間約40kmの幹線内調査を進める。

(2) 雨水対策

黒目川流域など市単独では雨水排除が困難な地域では、複数市にまたがる流域下水道雨水幹線を整備し、これに市が整備する公共下水道を接続させることにより、浸水被害の軽減を図る必要がある。また、多摩地域の一部において、中小河川が無いことから、河川流域毎に作成・公表している浸水予想区域図が未整備のため、浸水危険度の把握が困難となっている。

今後は、現在施工中の落合川雨水幹線(吐口部)の早期完成をめざすとともに、供用開始している流域 下水道雨水幹線(多摩川上流、黒目川、落合川各雨水幹線)への早期接続に向け、市への技術支援などを 行う。また、関係局と連携し浸水の危険性を示す浸水予想区域図を作成し、関係市に情報提供することで 豪雨時の自助・共助の促進を図る。さらに、豪雨時のマンホール蓋の浮上・飛散による通行者や通行車両 に対する被害を未然に防ぐため、巡視・点検を継続的に実施するとともに流域下水道幹線における浮上・ 飛散防止型マンホール蓋などへの取替えを計画的に進め、安全対策の徹底を図る。

(3) 震災対策

震災時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するためには、施設の耐震化や多摩地域の市町村と連携した応急復旧体制の構築が必要である。これまでにも、設備更新などにあわせ水処理施設の耐震補強や停電に備えた非常用電源の確保、断水時でも運転可能な無注水形ポンプの導入などに取り組んできた。また、連絡管を活用した水再生センター間での水処理及び汚泥処理機能の相互融通により、地震等の被災で、一方の水再生センター施設の処理機能が低下した場合、もう一方の水再生センターによるバックアップ機能の確保に取り組んでいる。

引き続き、南多摩水再生センターなどで施設の耐震補強を進めるとともに、清瀬水再生センターで非常 用電源の確保のため発電機の整備を行う。また、応急復旧体制としては、災害時に市町村が収集・運搬す るし尿の受入体制の整備や市町村との相互支援体制の整備を進める。

(4) 高度処理

多摩川などで、水と親しむことのできる快適な水辺空間を創出するとともに、東京湾の富栄養化の一因であるちっ素及びりんを削減するため、高度処理施設の整備が必要である。平成16年度から全センターで高度処理を行っており、平成22年度末には処理水全体のおよそ55%が高度処理されている。

今後は、水処理施設の増設及び老朽化施設の更新にあわせて、引き続き高度処理施設の整備を進め、平成27年度までに高度処理割合60%を達成させる。また、既存の水処理施設においても運転管理の工夫によりちっ素、りんの除去率向上に取り組んでいく。

(5) 合流式下水道の改善

一定量以上の降雨があった場合に、合流式下水道から汚水混じりの雨水やごみが川に流出する。汚濁負荷量と放流回数を削減するためには、関係市やお客さまと連携し、貯留施設の整備や下水道への雨水の流入抑制に取り組む必要がある。これまでにも雨水吐口におけるごみなどの流出抑制を図る水面制御装置や、北多摩二号水再生センターで雨天時の下水をろ過して河川に放流する高速ろ過施設(特殊ろ材を用いて高速で雨天時の下水を処理するシステム)を整備している。一方で、野川処理区では、ごみなどの流出抑制対策は進んでいるものの、貯留施設の整備が必要となっている。

今後は、降雨初期の特に汚れた下水を貯留する雨水貯留池を野川処理区で整備するとともに、関係12市が実施する合流式下水道の改善対策へ引き続き技術支援を行う。また、「効率的な合流式下水道緊急改善計画の手引き(案)」(国土交通省)に基づき、関係市と協力して、多摩地域の合流式下水道改善を推進する。さらに、お客さまに対する宅地内浸透施設の設置のお願いや、下水道に油を流さないためのPRなどを関係市と連携して実施する。

(6) 資源の有効利用

7か所の水再生センターの処理水(346,197千m³/年)のうち年間33,659千m³(全処理水の約10%)が再 生水として利用されている。このうち多摩川上流水再生センターからは、昭和59年8月から野火止用水、 昭和61年8月から玉川上水、平成元年3月から千川上水に送水を開始している。この清流復活事業は、枯渇 した中小河川や用水路に清流を復活させ、身近に親しめる水辺空間をよみがえらせるもので、東京都の重 要な施策のひとつになっている。当局においては、この事業にあたり、多摩川上流水再生センターの二次 処理水の臭気・色度・りんなどをさらに除去するため、凝集剤(PAC)を添加し、砂ろ過施設及びオゾ ン注入施設で処理して24,800m³/日の再生水を送水している。現在、これらの清流復活施設は、稼働か ら20年以上経過し、老朽化しているため、施設の更新が必要となっている。今後は、関係局と連携して順 次、施設の更新を行い、玉川上水などに再生水の安定供給を図り、人々が集う水辺空間を創出していく。 また、流域下水道の7か所の水再生センターから、年間約26万 t の下水汚泥が発生しており、全量を焼 却し、セメント原料、アスファルトフィラーなどの資源として100%活用している。平成2年度から汚泥焼 却灰を有効利用する方策としてセメント原料化に取り組み、その後も焼却灰のアスファルトフィラー原料 化(アスファルト混合物の一部)などを進めている。こうした取り組みにより、平成9年度からは埋立処 分をなくし、焼却灰全量の資源化を継続している。今後も下水汚泥の100%資源化を継続するため、焼却 灰の安定的な受入先の確保と資源化メニューの多様化が必要になる。そのため、焼却灰の安定的な受入先 を確保しつつ炭化炉など資源化メニューの多様化を検討し、各資源化メニューの利用を促進する。なお、 東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故の影響により、平成23年度の資源化率は低下す る見込みとなっている。

さらに、下水道施設には、流入下水の保有熱や焼却炉の焼却廃熱など未利用エネルギーが大量に存在しており、水再生センターでは熱利用のシステムを導入している。また、スギ花粉発生源対策の未利用材や剪定枝など(木質系バイオマス)を下水汚泥と混合焼却し、補助燃料(都市ガスなど)の代替として活用することで、温室効果ガスの削減を図っている。清瀬水再生センターでは下水汚泥を高温で蒸焼き・ガス化して可燃性ガスを生成し、二酸化炭素の310倍もの温室効果がある一酸化二窒素を大幅に削減するとともに、可燃性ガスを効率的に利用して都市ガスの使用量を削減することで、温室効果ガスの削減を図っている汚泥ガス化炉が稼働している。地球温暖化防止の取り組みが重要な課題となるなか、かけがえのない地球環境を守るため、未利用・再生可能エネルギーのさらなる活用が必要である。今後も未利用・再生可能エネルギーのさらなる活用と温室効果ガス削減を継続的に行っていくためには、これまでの取組に加え、効果的な部分を中長期的な視点から洗い出し削減対策として計画的に実施していくことが重要である。

(7) 水再生センター間の相互融通機能の確保

水再生センターの更新工事期間中における代替施設に要する費用や維持管理に要する費用など、都及 び市町村の負担を軽減するためには、下水道事業の効率化を進める必要がある。そこで、水再生センタ 一間で処理機能を相互に融通・補完する連絡管を整備し、代替施設の共有化など既存の処理施設を最大 限活用し施設の更新コストや維持管理費を縮減するとともに、緊急時のバックアップ機能を確保する。 今後は、平成18年度から稼働している、多摩川上流〜八王子水再生センター間連絡管に引き続き、北多 摩一号〜南多摩水再生センター間連絡管の整備を進めていく。

(8) 市町村との新たなパートナーシップの構築

市が単独で運営している処理場は、規模が小さく狭い敷地に立地しているため、施設の更新や高度処理への対応が困難である。今後は、高度処理に適確に対応するとともに、スケールメリットを活かし、施設の更新コストと維持管理費を縮減するため、八王子、立川、三鷹市の単独処理区の流域下水道への編入に向け、関係市、関係機関と協議しながら必要な手続きなどを進めていく。

また、水再生センターや下水道管の機能を良好に維持していく上で重要な流域関連公共下水道に流入する事業場排水の水質監視や規制指導業務は、各市町村が担当している。そのため、都は「水質規制担当者会議」を開催し、緊密な連絡・調整を図るとともに、緊急連絡網、応急対応、水質分析や管路調査などの悪質下水流入対応方針を定め、それに基づく定期的な情報連絡訓練を実施し、流域下水道の水質事故防止に努めている。下水道事業の効率化を進めるため、市町村と協同した広域的な維持管理体制を構築する必要がある。今後は、都と市町村がそれぞれ行ってきた水質検査の共同実施を拡大するとともに、有害な物質流入の流入か所を的確に把握する手段として、下水道台帳を基にした流域下水道維持管理システムの用途拡大や多目的利用を推進し、予防保全型維持管理や広域化・共同化を推進し、維持管理業務の効率化を図る。また、災害時に市町村が収集・運搬するし尿の受入に関する体制や相互支援に関するルールの整備など、災害時における流域下水道と市町村との連携により、大規模災害に備えた危機管理対応を強化する。

3-2 計画

3-2-1 経緯

(1) 経緯

多摩地域の最初の広域的な下水道計画は、3-1沿革に示すとおり、昭和33年に策定された「北多摩下水道基本調査」に始まる。本節では、その後の多摩地域の下水道計画の経緯を示す。

詳しい経緯は別添の表のとおりであるが、主な変更点などは以下のとおりである。

- ○多摩川左岸流域第一号下水道の計画決定(昭和41年11月) 小平、東村山、小金井など6市の3,570haを対象。
- ○多摩・八王子・日野・町田・稲城都市計画第一号下水道の計画決定(昭和43年2月) 現在の南多摩系統の計画母体となる公共下水道を計画決定。
- ○北多摩一号処理場と野川系統を追加(昭和44年5月)

三多摩地区総合排水計画を基本に、多摩川の水質汚濁に対処するため、北多摩一号処理場と野川系統を 追加変更。小平市、府中市、調布市など10市の約9,459 h a を対象。

- ○南多摩処理区を多摩川流域下水道に編入することを計画決定(昭和45年5月) 南多摩処理区が、新都市計画法に基づき、多摩川流域都市計画下水道として流域下水道に編入。

多摩川流域都市計画下水道を変更し、国立市など3市の約1,595haを対象とした北多摩二号系統を追加。

○多摩川上流処理区の決定(昭和47年3月)

多摩川上流系統と残堀川系統の二系統を合併し、「青梅・福生・昭島及び立川都市計画下水道多摩川上 流流域下水道」として計画決定。

- ○下水道法による事業計画の認可取得(昭和47年6月) 野川、北多摩一号、北多摩二号、多摩川上流、南多摩処理区等が「多摩川流域下水道事業計画」として、 下水道法に基づく認可を取得。
- ○新都市計画法による事業計画の認可取得(昭和47年7月)

野川、北多摩一号処理区及び多摩川上流処理区が、それぞれ「多摩川流域都市計画下水道事業多摩川流域下水道」及び「青梅・福生・昭島及び立川都市計画下水道事業多摩川上流流域下水道事業」として認可を取得。

○荒川右岸東京流域下水道の計画決定(昭和47年12月)

荒川右岸東京流域下水道は「東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道荒川右岸東京流域下水道」として計画決定。その後、下水道法に基づく事業計画の認可と都市計画事業の認可を昭和48年2月に取得。

○多摩川流域都市計画下水道の名称変更(昭和48年11月)

処理区ごとに、それぞれ「多摩川左岸野川流域下水道」「多摩川左岸北多摩一号流域下水道」「多摩川 左岸北多摩二号流域下水道」「多摩川右岸南多摩流域下水道」へ名称変更。

- ○多摩川右岸浅川流域下水道の計画決定(昭和54年1月) 八王子市と日野市の2市の約3,940 h a を対象とする浅川処理区を「日野都市計画及び八王子都市計画下 水道多摩川右岸浅川流域下水道」として新規に決定。
- ○多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の承認(昭和55年3月)

「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」が建設大臣に承認。

○多摩川右岸秋川流域下水道の計画決定(昭和56年11月)

八王子市、日野市、秋川市等約7,390 h a を対象とする秋川処理区を「八王子都市計画、昭島都市計画、 日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道多摩川右岸秋川流域下水道」として新規に計画決 定。

○分流式雨水幹線の追加(平成5年4月)

荒川右岸東京流域下水道区域に、分流式雨水幹線として、黒目川、出水川、落合川、小平の各雨水幹線 を追加決定。総延長約7,470m。

○分流式雨水幹線の追加(平成5年12月)

多摩川左岸多摩川上流流域下水道区域に、分流式雨水幹線として、多摩川上流雨水幹線を追加決定。延長約7,230m。

- ○多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の承認(平成9年5月) 「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の変更が建設大臣に承認。
- ○檜原村を秋川処理区へ編入(平成12年3月) 檜原村(76ha)の流域下水道への編入に伴う区域の拡大及びあきる野幹線(延長約10,590m)の追加。
- ○処理場連絡管廊の認可取得(平成15年3月) 多摩川上流処理場と八王子処理場間に、連絡管廊を設置するための認可を取得。内径3.5m。
- ○多摩川流域の計画処理区域変更の認可取得(平成18年3月)

各処理場施設を水再生センターに名称変更。

奥多摩町(175ha)、青梅市(303ha)の一部を計画区域に編入。

編入に伴い、多摩川上流幹線を奥多摩町まで延伸(15,040m)。なお、整備にあたって青梅市が公共 下水道として整備した幹線及び沢井汚水中継ポンプ所を活用することとし、流域下水道幹線及び青梅ポ ンプ所として移管を受けた。

○連絡管廊の認可取得(平成19年9月)

北多摩一号水再生センターと南多摩水再生センター間の連絡管廊の認可取得。内径3.5m。

清瀬水再生センターの焼却炉5基のうち1基を流動床式からガス化炉方式に変更。

- ○「合流式下水道緊急改善計画」に基づき貯留池の認可取得(平成20年1月) 野川処理区の野川下流部貯留池(20,000m³)雨水貯留池の新たに認可取得。
- 受掘川幹線のルート及び延長の一部変更 (平成 20 年 6 月)

福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業の街路計画に合わせ、残堀川幹線の一部移設。

- ○多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の同意(平成21年7月)
 - 「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の変更について、国土交通省の同意。
- ○水処理施設の高度処理化(平成22年3月)

北多摩二号水再生センターの第1、第2系列の処理方式を標準活性汚泥法から嫌気・無酸素・好気法 に変更。

(2)流域下水道計画経緯

		都市計	十画決定			事業計画	画の認可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事業名					都市	計画法	下水	(道法	計画又は	事業施行			備考
	年丿	月日	告示番号	年	月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川左岸 流域第一号 下水道	昭 41.1		建設省告示 第3,713号			建設省告示 第7,313号			ha 3, 570	昭41~ 45年度	百万円 6,990	km 延長 7.47	北多摩一号排水路
多摩・八王 子、日野、 町田都市計 画第一号下 水道	昭 43.	2. 14	建設省告示 第178号						6, 180			27. 12	南多摩処理区
多摩・八王 子、日野、 町田都市計 画第一号下 水道	昭 43.	9. 29	建設省告示 第2,803号			建設省告示 第2,803号			計画 6,180 事業 3,220	43~46	3, 904	計画 30.08 事業 5.1	南多摩処理区
多摩・八王 子、日野、 町田都市計 画第一号下 水道	昭 44.		建設省告示 第1,460号						6, 180			30. 08	南多摩処理区
多摩・八王 子、日野、 町田都市計 画第一号下 水道				昭 44.	5. 20	建設省告示 第2, 683号			3, 220	43~48	3, 904	5. 1	南多摩処理区
多摩川流域 都市計画下 水道	昭 44.		建設省告示 第2,678号			建設省告示 第2,678号			9, 459	41~48	11, 317	計画 26.74 事業 22.26	北一処理場、野川系統の追加
多摩川流域 都市計画下 水道	昭 45.	5. 12	建設省告示 第511号						15, 639			49. 19	南多摩を多摩川流域に編入
多摩川流域 都市計画下 水道	昭 45.		東京都告示 第846号						17, 400			56. 87	北二処理区を追加
多摩川流域 都市計画下 水道	昭 46. 1		東京都告示 第1,214号						17, 427			50. 64	野川、北一処理区の変更
青梅、福生、 昭島及び立 川都市計画 下水道			東京都告示 第254号						8, 591			31. 73	多摩川上流処理区の決定
多摩川流域 下水道事業							昭 47. 6.21	建設省東都 下流発 第10号	26, 018	41~55	91, 880	91. 37	野川、北一、北二、多摩上、 南多摩処理区
多摩川流域 都市計画下 水道				昭 47.	7. 17	建設省告示 第1, 286号			9, 652	41~51	22, 500	24. 13	野川、北一処理区の変更
青梅、福生、 昭島及び立 川都市計画 下水道事業						建設省告示 第1,287号			8, 591	47~51	13, 500	31. 73	多摩川上流処理区
荒川右岸東 京流域下水 道	昭 47. 1		東京都告示 第1,450号						7, 884			31. 97	荒川右岸処理区
荒川右岸東 京流域下水 道							昭 48. 2.14	建設省東都 下流発 第2号	7, 884	47~55	41, 000	31. 97	荒川右岸処理区
荒川右岸東 京流域下水 道				昭 48.	3. 7	建設省告示 第408号				47~52	29, 000	31. 97	荒川右岸処理区
青梅、福生、 昭島及び立 川都市計画 下水道	昭 48. 1		東京都告示 第1, 186号						8, 733			計画 31.51	多摩川上流幹線の変更
多摩、八王 子、日野、 町田都市計 画下水道	昭 48. 1	1. 19	東京都告示 第1, 184号						6, 180			22. 84	南多摩処理区の変更

		都市	計画決定		事業計画	画の部	忍可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事 業 名				都市	計画法		下力	く道 法	計画又は	事業施行			備考
	年	月日	告示番号	年月日	告示番号	年 月	日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域 下水道事業						昭 49. 3	3. 20	建設省東都 下流発 第8号	26, 018	昭43~ 58年度 (43~58)	百万円 98,656 (17,766)		南多摩処理区の変更
多摩川流域 都市計画下 水道(左岸 右岸)		11. 19	東京都告示 第1, 185号	建設省	告示なし								名称の変更、北一、野川、北二 南多摩
多摩、八王 子日野、町 田都市計画 下水道事業				昭 49. 4.25	建設省告示 第638号				6, 180	43~58	13, 782	16. 13	南多摩処理区の変更
青梅、福生、 昭島及び立 川都市計画 下水道		1. 6	東京都告示 第1号						8, 733			31. 28 16ha	延長及び処理場面積の変更
府中、小金 井、国分寺、 立川、小平、 東村山都市 計画下水道	昭 50.	7. 18	東京都告示 第737号						5, 171				恋ヶ窪幹線の追加
多摩川左岸 北多摩一号 流域下水道					建設省告示 第1,557号				5, 174	41~54	54, 700	14. 98	北一幹線2連目及び恋ヶ窪幹線
多摩川流域 下水道事業						昭 50. 11	l. 17	建設省東都 下流発 第8号	26, 157 [5, 171] (8, 733)	43~58 [43~58] (47~58)	168, 286 [71, 900] (49, 500)	96. 94 [15. 87] (31. 28)	北一、多摩上処理区の変更 []は北一、()は多摩上
青昭都北 福立画業 相島市道摩川川下、 学 第域下 大 道 第一 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大				昭 50. 11. 17	建設省告示 第1,556号				8, 733	47~54	42, 600	31. 28 16ha	処理場用地の拡張、幹線ルート、 管経の変更
国立、立一国分都水 多半流 事用 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十					建設省告示 第1,620号				1, 595	50~54	15, 100	2. 00 8. 1ha	処理場、放流渠及び幹線の一部
国立都市計 画用途地域	昭 51.	1. 14	東京都告示 第14号										処理場予定地第1種住居を準工 業地域へ変更
	昭 51.	7. 13	東京都告示 第698号						8, 733			延長 31.56	多摩上幹線の位置、延長の変更
	昭 51.	12. 28	東京都告示 第1, 275号						5, 171			16. 06	北一幹線の位置、延長の変更
多摩川流域 下水道事業						昭 52. 3	3. 18	建設省東都 下流発 第5号	5, 171	41~60	71, 900	16. 06	北一幹線の位置、延長の変更
国立、な 寺及び 新市計事業 水道事業 学工 多摩下水道 域下水道				昭 52. 3.29	東京都告示 第599号				1, 595	50~55	15, 700	4.5 処理場 面積 8.1ha	北二幹線の追加 岨ノ下〜国立駅前迄 (1連)

	者	8市書	計画決定		事業計画	画の認可		計	・画又は事業	業計画の概	要	
事業名				都市	計画法		(道法	計画又は				備考
	年 月	日	告示番号		告示番号			事業対象 の 区 域		事業費	計画基準	viii . J
府中、分表、 小子、 小子、 とのでは、 のが、 では、 のが、 では、 のが、 では、 のが、 では、 のが、 では、 のが、 では、 のが、 では、 のが、 では、 のが、 では、 のが、 では、 のが、 では、 のが、 では、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが				昭 52. 3.29	東京都告示 第600号			ha 5, 171	昭41~ 55年度	百万円 45,800	km 16.06	北一幹線の追加 幹線最上流部分
青梅、福生、昭島及び立 川都市が道に 下水道に 下水道に 大学 で ボール で が で が で が が が が が が が が が が が が が が	昭 52. 6	i. 21	東京都告示 第536号					8, 846			31. 76	排水区域境界の変更武蔵野市で荒 川右岸処理区と境界変更あり (±27ha面積変わらず) 青梅都市計画区域分が増加 (2,184ha)2,297ha 残堀川幹線、管経、ルート及び延長 の変更 (14,070m)14,270m
東無武平及市道岸下水が、谷、谷、谷、水が、水が、水が、水が、水が、水が、水が、水が、水が、水が、水が、水が、水が、	昭 52. €	i. 21	東京都告示 第537号					7, 884				排水区域境界の変更武蔵村山市で 多摩川上流処理区と境界変更あり (27±ha面積変わらず) 幹線 黒目幹線流入部分と清瀬郵便局前 のルート(位置)変更により 延長(31,970m)→31,890mとなる。 同幹線最下流部埋設物のため断面 (□3.6m×3.6m) →□3.4m×3.8mと変更 処理場面積 縄延により(20ha)→21.06ha 変更 東電高圧塔敷地による内形変更
多摩川流域 下水道事業 (多摩川上 流処理区)						昭 52. 8.22	建設省東都 下流発 第9号	(8. 846)	43~58 (47~58)	168, 586 (49, 800)	(31.76) 処理場 面積 (16.0ha)	多摩上の変更に伴う全体変更 多摩川上流処理区分幹線全部処理 場全体計画3系列然部で深層曝気槽 を採用する
青梅、福生、 昭島及び立 川都水道事常川 多摩川流域 多摩川流域				昭 52. 9. 2	建設省告示 第1, 229号			8, 846	47~56	42, 900	31. 76	51.7.13 東京都告示第698号及び52.6.21 東京都告示第536号の計画改訂の事業認可幹線全線認可31,760m多摩川 12,540m残堀川 14,270m羽村 4,950m 生体計画3系列のうち2系列認可
荒川右岸東 京流域下水 道事業						昭 52. 11. 11	建設省東都 下流発 第14号	7, 884	47~58	73, 700	31. 89 処理場 面積 21. 31ha	52.6.21 東京都告示第537号変更の 下水道法認可 幹 線 計画の全部 処理場 全体計画5系列深層曝気槽 とし、今回2系列分申請
東村山、田 無、 武蔵、小 は 、 い 立 い 立 が 立 当 事 業 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、				昭 52. 11. 24	建設省告示 第1,522号			7, 884	47~55	73, 700	31.89 処理場 面積 21.1ha	52.6.21 東京都告示第537号変更の 事業認可 幹線計画延長31,890mの全部処理場 全体計画能力513,000m3/日の2/5 認可 (5系列のうち2系列) 用地 計画の全部211,060m3
青梅、福 生、の が は い は い が 画 下 水 道 り 摩 川 上 定 か が か が り を り り り り り り り り り り り り り り り り り	昭 53. 6	. 10	東京都告示 第586号					8, 835				立川都市計画区域分の減少境界変わらず、福生市とのやりとり分(1,566ha)→1,555ha 残堀川ルート及び延長の変更 (瑞穂町付近) (14,270m) →14,340m

		都市	計画	1)決定		事業計画	画の認	可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事 業 名					都市	計画法	Ŧ	- オ	く道 法	計画又は	事業施行			備考
	年	月日	告	示番号	年月日	告示番号	年月	日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
小布中蘇西摩川道 小布京政部水岸下 小布的大城下 一及都水岸下 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	昭 53.	6. 10		京都告示 587号						ha 4, 478		百万円		幹線名称の変更 野川幹線を野川 第一幹線 (17,450m)→12,970m 野川第二幹線4,100m (追加) 調布幹線 (1,820m)→1,820m 計 (19,270m)→18,900m 管経 (40×3.6×2~1.2m)→ 7.0×4.0×2~1.2m
	昭 53.	6. 10		京都告示 588号						6, 180			22. 84	多摩川市計画区域分 (3,338ha)→3,532ha 町田都市計画区域分 (468ha)→274ha 幹線 大栗幹線管経 (1.5~0.7m)→1.8~0.7m
多摩川流域 下水道事業 (野川処理 区)							昭 53. 12.	16	建設省東都 下流発 第13号	(4, 478)	昭43~ 60年度 (43~59)	175, 809 (17, 073)	(18.9)	野川処理区分 幹線全部 野川第一幹線 12.97km 野川第二幹線 4.11km 調布幹線 1.82km
小布府蔵画業左域小布、中野が大きに、本生のでは、本生のでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、						建設省告示 第1, 898号				4, 478	43~59	12,000	18. 9	53. 6. 10計画変更決定の事業認可 幹線 野川第一幹線 12. 97km 野川第二幹線 計 4. 11km 18. 9km 調布幹線 1. 82km 全線認可
日野都市計画緑地		1. 24		京都告示 81号										浅川処理場用地の緑地地区を廃止 する
日野都市計 画公園		1. 24		京都告示 82号										浅川処理場の上部を都市計画公園 の計画決定
国立都市計 画用途地域		1. 24		京都告示 83号										北多摩第二号処理場の計画変更部 分の用途地域決定 第1種住居専用地域を準工業地域 へ変更
	昭 54.	1. 24		京都告示 84号						1, 595			9.3 処理場 用地 10,568ha	幹線 ルート、管経及び延長の変更、終点 位置の変更 国分寺市 立川市 西町 → 幸町 五丁目 三丁目 処理場区域の変更 (約8. lha)→約10, 568ha
日野及び八 王子都市計 画下水道学 川流域下水 道		1. 24		京都告示 89号						3, 940			6. 08 処理場 用地 16, 072ha	新規計画決定 日野都市計画区域分 1,760ha 八王子都市計画区域分 2,180ha
多摩川流域 下水道事業 (北多摩二 号処理区)							昭 54. 2.	16	建設省東都 下流発 第2号	26, 265 (1, 595)	43~62 (47~62)	204, 239 (47, 700)	(9.3)	北多摩二号処理区 幹線全部(2連分も含む) 処理場用地10,568ha 処理場能力6/6系列全部
国立、(国立、 寺及び立画 (国立) (国立) (国立) (国立) (国立) (国立) (国立) (国立)					昭 54. 2.27	建設省告示 第264号				1, 595	50~59	37, 300	7.68 処理場 用地	幹線 岨ノ下から下流2連分 岨ノ下から上流西側1連分 最上流迄 処理場用地 8. 1ha 処理場能力 2/3系列分

	都	市部	十画決定		事業計	画の	認可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事 業 名				都市	7計画法		下力	く道 法	計画又は	事業施行			備考
	年 月	日	告示番号	年月日	告示番号	年月	月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域 下水道事業 (多摩川上 流処理区)						昭 54.	3. 5	建設省東都 下流発 第7号	ha 26, 254 (8, 835)	昭43~ 62年度 (47~61)	百万円 204, 239 (49, 800)		多摩川上流处理区分 幹線全部 残塊川 14.3km 多摩上 12.5km 31.83km 羽村市 4.9km 处理場用地 16.0ha 处理場能力 3/3系 列 全 部
多摩川流域 下水道事業 (南多摩処 理区)						昭 54.	3. 5	建設省東都 下流発 第9号	(6, 180)	(43~58)	(17, 766)	22. 84 処理場 用地 13. 6ha	幹線全部 大栗 5.76km 乞田 12.48km 2.84km 稲城 4.6km 稲城ポンブ場 処理場用地 5/5系 列 全 体
青梅、福生、 昭島及市部道 川都が道 下水道 事 事 第川上 が 域 で が 道 を 事 が は が は が は が り た が り が り は り り り り り り り り り り り り り が り が				昭 54. 3.14	建設省告示 第388号				8, 835	47~59	42, 900	31.89 処理場 用地 16.0ha	53.6.10計画変更決定の事業認可 幹線 残堀川 14.3km 多摩川 12.54km 31.83km 上 流 全線認可 羽 村 4.95km 処理能力 2/3系列 認可
多摩、日本 多摩、日田 の の の の の の の の の の の の の				昭 54. 3.14	建設省告示 第387号				6, 180	43~58	15, 672	18. 24	幹線 大栗 5.76km 18.24km 乞田 12.48km 認可 処理場用地 13.6ha 処理場能力 5/5系 列 全 部
	昭 54. 8.	9	東京都告示 第875号						5, 171			22. 13 処理場 面積 14. 0ha	幹線の名称、延長の変更 北多摩一号幹線を 北多摩一号北幹線 3,650m "西" 5,870m "東" 5,780m に変更 恋ヶ窪幹線 (5,570m) →5,860m 国分寺幹線 970m 計 (16,060m)→22,130m
多摩、、	昭 54. 8.	9	東京都告示 第874号						6, 368			23.06 処理場 面積 32.2ha	都市計画面積の変更 多摩都市計画区域 (3,532ha)→3,681ha 八王子 (2,174ha)→2,213ha 日野 (200ha)→ 200ha 町田 (274ha)→ 274ha 計 (6,180ha)→ 6,368ha 幹線の管経延長、ルートの変更 大栗幹線(5,760m)→ 6,050m 乞田 "(12,480m)→12,640m 稲城 "(4,600m)→ 4,370m 計 (22,840m)→23,060m 処理場用地を13.6haから32.2ha
多摩川流域 下水道事業 (北多摩一 号処理区)						昭 54. 9	. 3	建設省東都 下流発 第13号	(5, 171)	43~62 (43~60)	204, 239 (71, 900)	(22. 13)	昭和54.8.9計画変更決定に伴う事業確認 幹線計画の全部 处理場能力全体計画4系統のうち3 系列以降を深層曝気槽とし、今回計画の全部認可 処理場用地 14.0ha
多摩川流域 下水道事業 (多摩川上 流処理区)						昭 54.9	. 3	建設省東都 下流発 第13号	(8, 835)	43~62 (47~61)	204, 128 (49, 800)		事業実施に伴い残堀川幹線の管経 を円形から馬蹄形に変更 幹線 計画の全部 処理能力 3/3系列 全部 処理場用地 16.0ha

	都	市計	計画決定				事業計画	画の	認可		計	画又は事	業計画の概	要	
事業名					1	都市	計画法		下力	く道 法	計画又は	事業施行			備考
	年 月	日	告示番号	年	月	日	告示番号	年	月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
府井、川、京・京、平山下の東井、川で東部、小寺、小村の東部が東計事を上のでは、東計事を上の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の				昭 54.	9.		建設省告示 第1, 447号				ha 5, 171	昭40~ 60年度	百万円	km 22. 13	幹線計画の全部 処理能力 3/3系列 全 部 処理場用地 14.0ha
多摩川流域 下水道事業 (南多摩処 理区)								昭 54.	12. 10	建設省東都 下流発 第18号	(6, 159)	41~62 (43~60)	230, 793 (44, 320)	(22. 15)	昭54.8.9計画変更決定に伴う事業 認可 幹線 乞田幹線 12,640m 大栗 " 6,050m 稲城 " 3,460m 計 22,150m 処理場能力 4/10系列分 処理場用地 26.5ha
多摩、円王 多摩、日田下水 野画下水 計画等多南 大町 本流域 本流域				昭 55.	1.		建設省告示 第14号				6, 159	43~60	44, 320	22. 15	幹線 乞田幹線 12,640m 大栗〃 6,050m 稲城〃 3,460m 計 22,150m 処理場能力 4/10系列分 処理場用地 26.5ha
東計都保画都小画都び計荒京道村画市谷、市平、市立画川流村画市谷、市平、市立画川流市無、計野、計井及市道東水市地區、計野、計井及市道東水市無、計野、計井及市道東水市無、計野、計井及市道東水			東京都告示 第68号								7, 884			37. 96 処理場 面積 21. 1ha	流域下水道幹線の採択基準に該当した東大和幹線の延伸と、新規に田無幹線を追加 黒田幹線 11,820m 小平 " 1,010m 柳瀬 " 16,270m 東大和" (2,700m)→6,300m 田無 2,560m 計(31,890)→37,960m
多摩川、荒 川等流域別 下水道整備 総合計画								昭 55.	3. 5	建設省東都 下流発 第16号					計画目標年次を昭和70年と規定し、 その調査区域は島しょを除く都の 全域におよび常住人口12,057千人 を対象
多摩川流域 下水道事業 (浅川処理 区)								昭 55.	5. 22	建設省東都 下流発 第3号	(3, 940)	41~62 (55~60)	268, 793 (38, 000)	(6.08)	51. 1. 24付計画決定に伴う当初事業 認可 幹線計画の全部 処理能力 1/3系列分 処理場用地 16. 38ha
日野都の 市計 画及都市計 子水道 下水道 海川流域 下 水道 水道				昭 55.	6.		建設省告示 第1,097号				3, 940	55~60	38, 000	6. 08	幹線計画の全部 処理能力 1/3系列分 用地 16,072ha
荒川右岸東 京流域下水 道事業								昭 55.	6. 17	建設省東都下水発第9号	7, 884	47~60	87, 500	37.96 処理場 面積 21.31ha	55.1.22 付計画変更決定に伴う事業 認可 幹線 目 黒 11,820m 小 平 1,010m 柳 瀬 16,270m 東大和 6,300m 田 無 2,560 (追加) m 計 37,960m 処理能力 2/5系列

		都	市書	十画決定			事業計画	画の認可			計	画又は事業	業計画の概	要	
事 業 名	年	月	П	告示番号		都市	計画法	下力	水道	法	計画又は 事業対象	事業施行	事業費	計画基準	備考
東計都保画都小画都び計事右域村画市谷、市平、市立画業岸下都は計都小手都水荒京都・東水道・東水道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京					昭		告 示 番 号 建設省告示 第1,316号	年月日	告方	示番号	ha	期 間 昭47~ 60年度	百万円	km 37.96	同上認可
東計都保画都小画都び計荒京道都田画市谷、市平、市立画川流射都武計都小計川下右域下市域画市成画市水域画市公画部水量、計野、計野、計井及市道東水	昭 56			東京都告示 第189号							7, 884				幹線のルート、管経、延長起点及び 新規追加 黒目幹線終点の延伸と田無付近のルート変更 (11,820m) →12,150m 小平幹線 1,010m 変更なし 田無幹線 2,560m 変更なし 伊瀬瀬幹線管経の変更 (2.2~ 0.6m) →2.2~1.2m延長 16,270m変更なし東大和幹線ルート変更により起点(東村山市久米川町 四丁目)→同町本町 二丁目、延長(6,300m) → 5,970m 東久留米幹線(新規採択追加) ⑥1.8m 延長 2,370m 延長 (37,960) →40,330m 処理場名称変更
日野及び八 王子都市計 画下水道多 摩川右岸浅 川流域下水 道	E 5€			東京都告示 第190号							3, 908			処理場 用地	日野都市計画区域において造成による地形変更のため南多摩処理区へ32haを分離編入日野都計 1,760→1,728 人王子計 2,180ha 計 3,940 → 3,908ha
多摩、円野な 子で計画を 日野本 が計画摩川 野本 が計画 ア 水道	56	5. 3.	. 5	東京都告示 第191号							6, 400			面積 32. 20ha	日野都市計画区域の造成による地形変更のため浅川処理区から32haを編入 乞田幹線 12.64km 大栗幹線 6.05km 稲城幹線 4.37→4.46km (圧送管1.0km含む) 計23.06 → 23.15km 稲城ポンプ場位置及び面積 0.20 → 0.15ha (稲城市矢口・中島 → 同・松葉)
荒川右岸東 京流域下水 道事業								昭 56. 8. 5	下洋		7, 884	47~60	90,000		56.3.5付計画変更決定に伴う事業認可 幹線 目 黒 11,820m 柳 瀬 16,270m 東 大 和 6,300m 小 平 1,010m 田 無 2,560m 東久留米 2,370m 計 40,330m 処理場能力2/5系列分
東計都保画都小画都び計事右域村画市谷、市平、市立画業岸下山、計都武計都小計川下、東水山、計野、計川下、東京道、計算、計井及市道川流					昭 56.	8. 15	建設省告示 第1, 413号				7, 884	47~60	90, 000	40. 33 処理場 面積 21. 1ha	同上認可

	都市	計画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事 業 名	年 日 日	告示番号	都市	計画法	下水	(道法	計画又は 事業対象	事業施行	重 丵 患	計画基準	備考
	+ 7 I	口小笛勺	年月日	告示番号	年月日	告示番号		期間	ず 未 貝	川四巫十	
日野都市計 画及び市計画 子水道多 下水道多 川右岸浅川 流域下水道		東京都告示 第1, 228号					ha 4, 340		百万円		面積の変更 日野都市計画区域 $(1,728ha) \rightarrow 1,738ha$ 人王子都市計画区域分 $(2,180ha) \rightarrow 2,604ha$ 計 $(3,908ha) \rightarrow 4,340ha$
国画都で 本国 国画都で 本国計 計 本国計 本立 画 本 で 計 本 で 計 が ま ま が ま ま が ま ま が ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま		東京都告示 第1, 231号					1, 595			9.3 処理場 面積 11.40ha	処理場用地 5,810㎡を増加する変更 (105,680㎡) → 111,490㎡
	昭 56. 11. 27	東京都告示 第1, 232号					7, 390			処理場 面積	新規計画決定 八王子都市計画区域 4,600ha 昭島都市計画区域 400ha 日野都市計画区域 400ha 福生都市計画区域 6ha 2,367ha 計 7,390ha 計 16,720m 平井川 " 6,010m 八王子 " 6,920m 大和田 " 1,160m 石 川 " 1,080m 計 31,890m
多摩川流域 下水道事業 (北多摩二 号処理区)					昭 57. 2.22	建設省東都 下流発 第2号	1, 595	昭43~ 62年度 (47~62)	288, 050 (66, 957)	(9.3) 加理坦	56.11.27付計画変更決定に伴う事業 認可 幹線9,300m 計画の全部 処理能力4/4系列 計画の全部
国 立 かっぱい かっぱい かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かい			昭 57. 3. 4	建設省告示 第337号			1, 595	50~59	45, 901	7.68 処理場 面積	56.11.27付計画変更決定に伴う事業 認可 幹線 7,680m 旭ノ下より下流側は2連全部、岨ノ下 より最上流部まで西側片断面全部 処理能力/4/系列分
東計都保画都小画都び計荒京道村画市谷、市平、市立画川流州部市議画市合域市本上川下右域山、計都市議画市本画都水岸下右域市無、計野、計井及市道東水		東京都告示 第62号					7, 884			処理場	小平幹線の延長 230m増加 40. 33→40. 56km
多摩川流域 下水道事業 (秋川処理 区)					昭 58. 1.25	建設省東都 下流発 第9号	(7, 390)	43~66 (57~66)	348, 558 (60, 508)	処理場 用地	幹線31, 890全線 処理能力 360, 000㎡8系統のうち 90, 000㎡2系統分
八計都日画市秋画業右城王画市野、計多下、岸下子、計都福画都水多秋八道下分、以下,以下,以下,以下,以下,以下,以下,以下,以下,以下,以下,以下,以下,以			昭 58. 2. 7	建設省告示 第107号			7, 390	57~66	60, 508	31.9km 処理場 用地 21.2ha	上記に同じ
荒川右岸東 京流域下水 道事業					昭 58. 2.28	建設省東都 下流発 第2号	7, 884	47~60	96, 607	処理場 用地	昭58.1.20計画変更決定に伴う事業 認可 小平幹線の延長 40.33→40.56km

	都市	計画決定		事業計画	画の認可		計	·画又は事刻	業計画の概	要	
事業名	E I I	+ - - - - - - - - - - 	都市	計画法	下力	k 道 法	計画又は	事業施行	* * #	引売甘油	備考
	年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
東計都保画都小画都び計事岸下村画市谷、市平、市立画業東水村画市谷、市平、市立画業東水田・計画が計都小計川下荒京道第四、計画、計算、計算、計算、計算、計算、計算、計算、計算、計算、計算、計算、計算、計算、			昭 58. 3.14	建設省告示 第564号			ha 7, 884	昭47~ 60年度	百万円	40.56 処理場 用地 21,106ha	上記に同じ
	昭 58. 3.31	東京都告示 第305号					8, 835			31.83 処理場 用地 16.0ha	青梅市の都市計画区域の変更全体 の面積は2,297haでかわらず
多摩川流域 下水道事業 (浅川処理 区)					昭 58. 4.27	建設省東部 下水道 第6号	(3, 916)	43~66 (55~63)	348, 558 (38, 000)	(6.08) 処理場	昭和56.11.27日付都市計画変更に よる計画区域4,340haの内、八王子 市の東浅川地区 424haを除いた 3,916haの処理区域を変更認可 幹線は計画の全部、処理場は処理能 力1/3系列分処理場用地は16.38ha
日野都で 市計 画及都で 市計 事本 道 本 道 名 一 大 水 道 第 一 大 水 道 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 、 後 月 に は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 と 、 と 、			昭 58. 5.13	建設省告示 第1,144号			3, 916	55~63	38,000	幹線 6.08 処理場 用地 16.07ha	上記に同じ
多摩川流域 下水道事業 (南多摩処 理区)					昭 58. 4.27	建設省東都 下流発 第4号	(6, 191)	(43~66)	348, 558 (44, 320)	(22. 15)	昭和56.3.5付の計画変更(日野市の 32haを分離編入)に伴う事業計画、 区域の変更及び事業施行期間の変 更
多字、町画 大田 大田 大田 大田 大田 下 本 市 市 市 当 半 学 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市			昭 58. 5.13	建設省告示 第1,143号			6, 191	43~66	44, 320	22. 15	上記に同じ
多摩川流域 下水道事業 (多摩川上 流処理区)					昭 59. 3. 2	建設省東都 下流発 第1号	(8, 835)	43~65	348, 558	(31. 83)	昭和58.3.31計画変更決定に伴う事業認可及び野火止用水放流計画に 伴う吐口の変更
青画市島及市道川川下 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			昭 58. 3.15	建設省告示 第583号			8, 835	47~65	49, 800	31. 83	上記に同じ
	昭 59. 11. 19	東京都告示 第1,099号					5, 171			24. 15 処理場 用地 14. 0ha	北多摩一号東幹線の一部区間の管 経を変更すると共に上部に1条追加 幹線延長 22.13 → 24.15km

		都	古倉	十画決定			事業計画	画の認可		計	・画又は事業	と 計画の概	要	
事業名					1	都市	計画法		く道 法	計画又は				備考
	年	月	日	告示番号			告示番号			事業対象 の 区 域		事業費	計画基準	viii . J
多摩川流域 下水道事業 (北多摩一 号処理区)								昭 59. 12. 12	建設省東都 下流発 第6号	ha (5, 171)	(昭43~ 66年度)	百万円 346, 458 (69, 800)	km (22. 13)	昭和59.11.19計画変更に伴う事業 認可 上部は、認可外 (幹線延長22.13km)
府画都国計都小画山下多北流中、市分画市平及都水量等、計都で市道川摩下水市道川摩水市道川摩水市が東計事左一水東計事左一水東計車左一水東計車大田、計井、市川、計村画業岸号道					昭 60. 1.	. 4	建設省告示第1号			5, 171	41~66	69, 800	22. 13	上記に同じ
多摩川流域 下水道事業 (野川処理 区)								昭 60. 2.23	建設省東都 下流発 第1号	(4, 478)	(43~66)	346, 458 (17, 073)	幹線 (18.90)	事業期間の延伸
調画市中画都及都水多野水都三鷹市計都府市・画都及都水の東川流都の大きな大田・一郎の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の					昭 60. 3.	. 8	建設省告示第276号			4, 478	53~66	12,000	18. 90	上記に同じ
国 血 お が 計 事 左 子 が 計 事 左 子 が 出 事 業 岸 デ 流 ず 事 素 岸 デ 流 ず 事 左 子 が 道					昭 60. 3.		建設省告示 第277号			1, 595	50~62	45, 900	7.58 処理場 用地 11,149ha	上記に同じ
国画 都び計画 国画 都 で計 事		6.	17	東京都告示 第671号						1, 595			9.64 処理場 面積 11,149ha	幹線 中央高速道路下部分の場面を変 更するとともに新たなルート及び 延長を追加した。 9,300m→9,640m
東計都保画都小画都び計荒京道相画市谷、市平、市立画川流都武計都小計川下右域市計場小市公画川流場時間、計野、計井及市道東水		6.	17	東京都告示 第672号						7, 884			40.56 処理場 面積 21,106ha	田無幹線の管経の一部変更 (延長 410m分の管経を1,800 mm→ 1,500mmに変更)
多摩川流域 下水道事業 (北多摩二 号処理区)								昭 61. 1.25	建設省東都 下流発 第14号	(1, 595)	43~66 (47~66)	346, 458 (66, 957)	(9.64) 処理場 面積 (11,149)	昭和60.6.17付計画変更決定に伴う 事業認可 ・幹線(中央高速道路下)の一部を断 面変更するとともに新たにルート 及び延長を追加 9,300m→9,640m ・立坑用地変更に伴う断面変更

	都	市計	十画決定		事業計画	画の	認可		計	·画又は事刻	業計画の概	要	
事業名				都市	計画法		下力	x 道 法		事業施行			備考
	年 月	日	告示番号	年月日	告示番号	年	月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域 下水道事業 (多摩川上 流処理区)						昭 61.	1. 25	建設省東都 下流発 第17号	ha (8, 835)	昭43~ 66年度 (47~55)	百万円 346, 458 (49, 800)	km (31.83) 処理場 面積 (16.0ha)	処理施設の一部変更 ・汚泥濃縮槽3池 (放射流式円形沈殿 槽) (重力式) 汚泥濃縮槽2池 遠心濃縮機3台とした
国画都び計事左号道 部立画 李忠 北京 计				昭 61. 2. 6	建設省告示 第107号				1, 595	50~64	44, 312	幹線 8.02 処理場 面積 11.1ha	昭和60.6.17付計画変更決定に伴う事業認可・幹線(中央高速道路下)の一部を断面変更するとともに新たにルート及び延長を追加7,680m→8,020m 幹線全体計画9,640mのうち岨ノ下より下流は2連,岨ノ下より国立駅北側付近までの西側1連とその上流計8,020mの認可・立坑用地変更に伴う断面変更 ・ 5,000→5,700 ・ 事業期間延伸
東計都保画都小画都び計事岸下村画市谷、市平、市立画業東水市立画業東水市が開州下荒京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東				昭 61. 2. 6	建設省告示 第108号				7, 884	47~66	96, 607	40.56 处理場 面積 21,106ha	昭60.6.1付の計画変更決定に伴う事 業認可及び事業期間の延伸
日野都市計 画及び八王 子都市計画 下水道多摩川 川右岸浅道 流域下水道		17	東京都告示 第277号						4, 340			6. 26 処理場 面積 16, 072ha	日野市の計画区域見直しによる計画 区域の変更 (面積変わらず) 日野都市計画区域 1,736ha変わらず 八王子都市計画区域 2,640ha変わらず 計 4,340ha変わらず 浅川幹線の下流部区間の幹線延長 6.08km→6.26km
多摩、八王 子、町田本 計画下水 計画下水 多摩川 第 第 第 第 第 ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ	昭 61. 3.		東京都告示 第278号						6, 400			23. 15 処理場 面積 32. 2ha	都市計画区域の変更 日野市の計画区域の見直しによる 計画区域変更 (面積変わらず)
荒川右岸東 京流域下水 道事業						昭 61.	3. 31	建設省東都 我流発 第1号	7, 884	47~66	96, 607	処理場 面積 21.31ha 幹線 40.56km	昭60.6.17付計画変更の決定に伴う 事業認可 田無幹線の上流410m区間の管経変更 (1,800mm→1,500m)
多摩川流域 下水道事業 (南多摩処 理区)						昭 61.	3. 31	建設省東都 下流発 第2号	(6, 191)	(43~66)	346, 458 (44, 320)	(22. 15) 処理場 面積 (26. 50 ha)	昭61.3.17付の計画変更(区域界の変 更)と処理区分(乞田幹線流域)の新 設・変更
多摩川流域 下水道事業 (多摩川上 流処理区)						昭 61.	5. 16	建設省東都 下流発 第3号	(8, 835)	43~66 (47~65)	351, 126 (54, 468)	処理場 面積	吐口の位置(東大和市、立川市)の変 更、放流先(野火止用水、玉川上水) の変更、砂ろ過設備、導水ポンプ設備 及び放流管きょ(11km)の追加 計画水量 43,200m/日
多摩川流域 下水道事業 (南多摩処 理区)						昭 62.	3. 18	建設省東都 下流発 第1号	(6, 191)	(43~66)	363, 043 (46, 237)	(22. 15) 処理場 面積 (26. 50 ha)	高度処理: 砂ろ過(17,600m³/日) 凝築沈殿(8,800m³/日) を認可の対象 重力凝縮槽→重力凝縮槽、遠心 凝縮整備 フィルタープレス→ ベルトプレス

	都市記	計画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事業	美計画の概	要	
事業名			都市	計画法	下水	(道法	計画又は	事業施行		-1	備考
	年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域 下水道事業 (多摩川上 流処理区、					昭 63. 2.15	建設省東都 下流発 第1号	ha 8, 835		百万円 361, 716 (63, 141)	km 幹線 (31.83) 処理場 面積 (16.0ha)	多摩川上流処理区 事業費の変更
浅川処理 区)					昭 63. 2.15	建設省東都 下流発 第1号	2, 178	43~7 (55~7)	361, 716 (38, 000)	(6. 26) 処理場 面積 (16. 38)	浅川処理区 計画区域の見直し 幹線ルートの変更
日野都市計 画及都市計 子水道事 下水道事業 多川流域下 水道			昭 63. 2.26	建設省告示 第251号			2, 178	55~7	38, 000	6. 26 処理場 面積 16. 07ha	同上
荒川右岸東 京流域下水 道事業					昭 63. 3.11	建設省告示 下流発 第7号	7, 884	47~6	107, 984	40. 56 処理場 面積 16. 07ha	処理施設の増設 2/5→3/5系列 事業費の変更
多摩川流域 下水道事業 (南多摩処 理区)					平 元. 10. 27	建設省東都 下流発 第7号	(6, 400)	43~7 (43~7)	(48, 296)	(23. 15) 処理場 面積 (26. 50) ha	稲城ポンプ場(0.15ha)及び稲城幹線 (圧送管1.0km)追加 計画区域の追加 (6,193→6,400ha) 処理区分の一部見直しと接続点追加
多画都日画都水多南下郡日画都水多南水田画市市町画業右流が計事川摩道				建設省告示 第1, 978号			6, 400	43~7	48, 296	23. 15 処理場 面積 26. 50ha	同上
八計都日画市秋画摩川道・水計都日画市が、計多下川流・水計多下川流域が開る。計多下川流域が開る。		東京都告示 第84号					7, 390			31. 78 処理場 面積 33. 00ha	幹線ルート、管経及び延長の変更 ・平井川幹線 (ルート・管経延長) 6,010m→5,900m ②1,500~◎900→◎1,350m ・秋川幹線 (管経) ③3,000~◎1,550 ◎3,000mm~◎1,350mm ・石川幹線 (管経) ◎900→◎1,000mm~ ◎900mm
多摩 八計 計 子	平 2. 1.26	東京都告示 第85号					6, 398			23. 15 処理場 面積 32. 20ha	相模、小山地区の土地区画整理事業区 域の変更に伴う処理区域の変更 (2ha 滅)

	都		h画決定		事業計	画の認可		計	画又は事業	と 計画の概	要	
事業名				都市	計画法	下力	(道法	計画又は	事業施行		-111-34	· 備 考
	年 月	H	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域								ha (2, 178)	(昭55~ 平7年度)	百万円 (38,000)	km (6. 26) 処理場 面積 (16. 38 ha)	浅川処理区の処理分区界及び接続点 の変更
下水道事業 (浅川処理 区、秋川処 理区、南多 摩処理区)						平 2. 3.17	建設省東都 下流発 第2号	(7, 390)	(57~7)	(60, 508)	(31.75) 処理場 面積 (21.70 ha)	秋川処理区 平2.1.26付の計画変更決定内容並び に接続点の変更
								(6, 308)	(43~7)	(48, 296)	(23. 15) 処理場 面積 (26. 50 ha)	南多摩処理区 平2.1.26付の計画変更決定に伴う事 業認可
国立都市計寺 画、市計寺 本国画都で立ま 本国画都が立ま 本のでいます。 本のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、				平 2. 3.17	建設省告示 第537号			1, 595	50~7	66, 541	8.02 処理場 面積 11,149ha	処理場の増設 2/4系列→全部 (82千㎡/日) 事業費の変更 44, 312→66, 541(百万円) 最終事業期間の延伸 平1年度→平7年度
東計都保画都小画都び計事右域村画市谷、市平、市立画業岸下村画市蔵計都小計川下、荒京道・東水道・東水道・東水道・東水道・東水道・東水道・東水道・東水道・東水道・東水				平 2. 3.17	建設省告示 第538号			7, 884	48~6	107, 984	40. 56 処理場 面積 21, 106ha	処理場の増設 2/5系列→3/5 (308千㎡/日) 事業費の変更 96,607→107,984(百万円) 最終事業期間の延伸 平3年度→平6年度
八計都日画市秋画業右域市島、計都塔里の計都を受け、計都を関する。計算の一個大學的工作。				平 2. 3.17	建設省告示 第539号			7, 390	57~7	60, 508	31. 78 処理場 面積 21. 20ha	平2. 1. 26付の計画変更決定に伴う事 業認可及び最終事業期間の延伸 平3年度→平7年度
日野都八王 画及が市計 画及が市計多 下水道多 川右下 が域 が 域 が が が が が が が が が が が が が が が が			東京都告示 第1, 326号					4, 340			9.63 処理場 面積 16,072ha	日野幹線の追加 (3.37km)
多摩川流域 下水道事業 浅 川 処理区						平 3. 3. 7	建設省東都 下流発	(2, 708)	(55~7)	(65, 732)	(9. 63) 処理場 面積 (16. 38 ha)	(浅川処理区) 日野幹線の追加 (3.37km)
秋 川 処理区						0. 0. 1	第1号	(7, 300)	(57~7)	(74, 654)	(31.78) 処理場 面積 (21.70 ha)	(秋川処理区) 処理分区界の変更
青梅、 市生、 市生、 計都では 市本の 市本の 市本の 市本の 市本の 市本の 市本の 市本の				平 3. 3. 7	建設省告示 第468号			8, 835	47~7	63, 141	31. 83 処理場 面積 16. 00ha	最終事業年度の変更 平成2年度→平成7年度

		者	計言	十画決定		事業計画	画の認可		計	・画又は事業	薬計画の概	要	
事業名					都市	計画法	下水	く道 法	計画又は	事業施行			備考
	年	F月	Ħ	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
日野都市計画及び八王 画及び八王画子都市計事業 下水道事業川流域下 後川流域下 水道					平 3. 3. 7	建設省告示 第469号			ha 2, 708	昭55~ 平7年度	百万円 65,732	km 9.63 処理場 面積 16,072ha	日野幹線の追加 (3.37km)
荒川右岸東 京流域下水 道事業							平 4. 3. 6	建設省東都 下流発 第1号	7, 884	47~6	107, 984	40.56 処理場 面積 21.3ha	沈池及びポンプ設備の増設 6池⇒10池(10/10) 7台⇒11台(11/11)
多摩川流域 下水道事業							平	建設省東都下流発	(5, 171)	43~7 (47~7)	451, 823 (69, 800)	(22.13) 処理場 面積 (14.00 ha)	(北多摩一号処理区) 汚泥処理設備の変更
(北多摩一 号処理区) (南多摩処 理区)							4. 3.21	第2号	(6, 398)	(47~7)	(48, 296)	(22. 15) 処理場 面積 (26. 50 ha)	(南多摩処理区) 処理分区の分別 ポンブ設備の増設(8/8)
府井、川東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東					平 4. 3.23	建設省告示 第768号			5, 171	47~7	69, 800	23. 13 処理場 面積 14. 00ha	事業施工期間の変更 平成3年度→平成7年度
調布、三鷹、 府中、ご、 所中、び小計野及び小計事が が が が が が が が が が が が が が が が が が が					平 4. 3.23	建設省告示 第769号			4, 478	47~7	12,000	18. 90	事業施工期間の変更 平成3年度→平成7年度
東村山、 () 本 () 東 () 大山、 () 、 ()	1		. 14	東京都告示 第1,041号					7, 884			40. 57 処理場 面積 21. 10ha	管経及び延長、接続点の変更 東久留米幹線 ⑤1,800→⑥1,800~⑥1,500 L=2,380m 幹線全体 40.56⇒40.57km
荒川右岸東 京流域下水 道事業							平 4.11.18	建設省東都 下流発 第16号	7, 884	47~6	107, 984	40, 357 処理場 面積 21. 31ha	管経及び延長、接続点の変更 東久留米幹線 ●1,800→●1,800~●1,500 L=2,380m
東村、田、山田、田、山井都水、谷、金川下北、谷、金川下北町半東水の一川で開東水が一川下荒京道田、山井都水川流					平 4.12.7	建設省告示 第1,895号			7, 884	47~6	107, 984	450, 357 処理場 面積 21, 106ha	管経及び延長、接続点の変更 東久留米幹線 ⊙1,800→⊙1,800~⊙1,500 L=2,380m
多摩川流域									(5, 171)	43~7 (47~7)	455, 503 (73, 480)	(22. 13) 処理場 面積 (14. 00 ha)	(北多摩一号処理区) 資源化施設の追加
下水道事業 (北多摩一 号処理区) (浅川処理 区) (秋川処理							平 4.12.8	建設省東都 下流発 第19号	(3, 058)	(55~7)	(65, 733)	(9.63) 処理場 面積 (16.38 ha)	(浅川処理区) 事業区域の拡大
区)									(7, 390)	(57~7)	(74, 654)	(31.78) 処理場 面積 (21.71 ha)	(秋川処理区) 処理分区界及び接続点の変更

	者	『市記	十画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事業	薬計画の概	要	
事 業 名				都市	計画法	下水	く道 法	計画又は				備考
	年 月	日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域		事業費	計画基準	
日野及び八 王子都市計 画下水道事 業多摩川右 岸浅川流域 下水道					建設省告示 第2,068号			ha 3, 058	昭55~ 平7年度	65, 732	km 9.63 処理場 面積 16,072km	事業区の拡大
多摩川流域 下水道事業 (秋川処理 区)						平 5. 2.24	建設省東都 下流発 第1号	(7, 390)	(57~7)	488, 103 (107, 254)	(31.78) 処理場 面積 (33.00) ha	処理場敷地を追加
八島福生 八島福生都 大野び計事右 大野び計事右域 田、秋画業岸下 多秋が道				平 5. 3.12	建設省告示 第704号			7, 390	57~7	105, 654	31. 78 処理場 面積 32. 00ha	処理場敷地を追加
東無武平及市道荒京道		. 6	東京都告示 第468号					7, 884 雨水 921			活水	分流式雨水幹線の追加 黒目川雨水幹線 □・4,500×4,500×2~ ○・4,000、L=4,040m 出水川雨水幹線 □・4,500~○・3,250 L=930m 落合川雨水幹線 ○・4,500~○・4,000、 L=2,120m 小平雨水幹線 ○・3,250 L=380m 計 7,470m
荒川右岸東 京流域下水 道事業						平 5. 9. 8	建設省東都 下流発 第10号	7, 884 雨水 921. 3	47~12	124, 991	汚水 40.57 雨水	分流式雨水幹線の追加 黒目川雨水幹線 4,035m 出水川雨水幹線 925m 落合川雨水幹線 2,120m 小平雨水幹線 375m 計 7,455m 雨水幹線の追加に伴う吐口の追加 1箇所 → 3箇所 事業施行期間の変更 平成6年度 → 平成12年度
東村、田田、田田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田				平 5. 9.27	建設省告示 第1,880号			7, 884 雨水 921	47~12	124, 991		分流式雨水幹線の追加 黒目川、出水川、落合川、小平 計 7,470m 事業施行期間の変更 平成6年度 → 平成12年度
国立、国分 寺及び立川 都市計画下 水道 多摩川左岸 北多摩下水道	平 5. 12	. 2	東京都告示 第1, 312号					1, 595			10.67 処理場 面積 11,149ha	北多摩二号幹線のルート変更 □・6,000×3,000~○・4,500 L=9,640 → L=10,670m
青梅、福生 昭島及び立 川都市計画 下水道 多摩川上上流 が域下水道	平 5. 12	. 2	東京都告示 第1, 313号					8, 835 雨水 1, 193			汚水 31.83 雨水 7.23 処理場 面積 16.00ha	分流式雨水幹線の追加 多摩川上流雨水幹線 ○・6,500~○・3,750、 L=7,230m

		都市	計画決	定			事業計	画の認	引		計	画又は事業	薬計画の概	要	
事 業 名						都市	i計画法	-	下力	く道 法	計画又は				備考
	年	月日	告示	番号	年	月日	告示番号	年月	日	告示番号	事業対象 の 区 域		事業費	計画基準	
											ha 5, 171	昭43~ 平12年度 (47~12)		km (22. 13) 処理場 面積 (13. 94 ha)	事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度 (北多摩一号処理区) 都計道府中3.4.3号線の施行に伴 い、処理場敷地を縮小 14ha → 13.9ha
多摩川流域 下水道專工 (北多摩工 号処理区) (北多摩工 号処理区) (多摩川上 流処理区)								平 5. 12	. 8	建設省東都 定 流発 第15号	1, 595	(47~12)	(100, 046)	(11. 15	(北多摩二号処理区) 北多摩二号幹線のルート変更 L=9,640m→ L=10,670m 雨水沈殿池を雨天時貯留施設に変 更 貯留容量 70,000㎡ 汚泥濃縮方法の変更 重力式4番→重力式 機械式3台
											汚水 8,835 雨水 1,193.3	(47~12)	(80, 502)	(汚水 31.83) (雨水 7.23) 処理場 面積 (16.00 ha)	(多摩川上流処理区) 多摩川上流処理区) 多摩川上流雨水幹線の追加 L=7,230m 雨水幹線の追加に伴う吐口の追加 3 箇所→ 4 箇所 汚泥脱水機の変更8台→10台 汚泥焼却炉の変更3台→4台
青梅、スティック 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本 一本					平 6.	1. 5	建設省告示 第5号				汚水 8,835 雨水 1,193.3	47~12	80, 502	汚水 31.83 雨水 7.23 処理場 面積 16.00ha	多摩川上流雨水幹線の追加 L=7,230m 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
国立、国立、 東及び計 東京で 東京で 東京 東京 東京 東京 東京 東京 大道 東京 東京 大道 東京 大道 東京 大道 東京 大道 東京 大道 東京 大道 大道 大道 大道 大道 大道 大道 大道 大道 大道					平 6.	1. 5	建設省告示 第6号				1, 595	47~12	100, 046	10.67 処理場 面積 11.15ha	北多摩二号幹線のルートの変更 L=8,020m→ L=10,620m 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
荒川右岸東 京流域下水 道事業								平 6.2	. 1	建設省東都 下流発 第14号	汚水 7,884 雨水 921.3	47~12	161,634	雨水	処理施設能力の変更 3/5→4/5系列(410千m³/日) 分離濃縮の採用 重力式層4/6→重力式4/4層 機械式4/4台
東村、成本 (東京) 東村、成本、金川下、大学、金川下 (東京) 東京 (東京) 東東 (東京) 東京 (東京) 東京 (東京) 東京 (東京) 東東 (東京) 東東 (東京) 東東 (東京) 東東 (東京) 東東 (東京) 東東 (平 6.	2. 18	建設省告示 第312号				汚水 7,884 雨水 921	47~12	161, 634	汚水 40.57 雨水 7.47 処理場 面積 21,106ha	処理施設能力の変更 3/5→4/5系列(410千m³/日)
荒川右岸東 京流域下水 道事業								平 6.3	. 28	建設省東都 下流発 第7号	汚水 7,884 雨水 921.3	47~12	161, 634	汚水 4,057 雨水 7,455 処理場 面積 21.31ha	造粒調質濃縮法の採用
八王子 明 島、田 名 名 名 都 名 本 水 道 一 多 摩 川 流 域 大 下 り 下 水 等 が が 前 が が が が が が が が が が が が が が が が		. 4.19	東京 第50	都告示 7号							7, 390			32. 31 処理場 面積 32. 00ha	八王子幹線のルート変更 L=6,920m→L=7,450m (全体31,780m→32,310m)

	都	市語	十画決定		事業計画	画の詞	忍可		計	・画又は事業	と 計画の概	要	
事業名				都市	計画法		下力	く道 法	計画又は	事業施行			備考
	年 月	日	告示番号	年月日	告示番号	年月	目	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域 下水道事業									ha 3, 058	昭43~ 平12年度 (55~12)		処理場	(浅川処理区) 処理施設能力の変更 2/6→3/6系列(130千m³/日)
(浅川処理 区) (秋川処理 区) (南多摩処 理区)						平 6. {	5. 2	建設省東都 下流発 第2号	7, 390	(57~12)	(137, 000)		(秋川処理区) 処理施設能力の変更 2/8→3/8系列(135千m³/日)
									6, 398	(47~12)	(104, 791)	(23. 15) 処理場 面積 (26. 50) ha	(南多摩処理区) 処理施設能力の変更 4.5/10→5/10(207千m³/日) 覆蓋の追加、放流先の変更
多摩、八王 子、町田本 計画下水道 事業 多摩川右岸 南多摩流域 下水道				-	建設省告示 第1, 433号				6, 398	43~12	104, 791	処理場	処理施設能力の変更 4.5/10→6/10(207千m³/日) 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
日野及び八 王子都市計 画下水道事 業 多摩川右岸 浅川流域下 水道					建設省告示 第1, 498号				3, 058	57~12	93, 007	処理場	処理施設能力の変更 4.5/10→5/10 (207千㎡/日) 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
八王子昭島、 日野、福生 及び秋多都 市計画下水 道事業多摩 川右岸秋川 流域下水道				-	建設省告示 第1, 499号				7, 390	57~12	137, 000	処理場	処理場能力の変更 2/8→3/8(135千㎡/月) 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
多摩川流域 下水道事業 (秋川処理 区)						平 6. (5. 29	建設省東都 下流発 第1号	7, 390	43~12 (57~12)	608, 429 (138, 800)	(32.31) 処理場 面積 (33.00) ha	八王子線のルート変更 L=6,920m→L7,450m (全体31,780m→32,310m)
多摩、八王 子、日野及 び町田都市 計画下水道 多摩川右岸 南多摩流域 下水道	平 6. 7.	1	東京都告示 第791号						6, 398			23. 15 処理場 面積 32. 10ha	処理場敷地の変更 32. 20ha→32. 10ha
八王子、昭 島、日野び秋 福生及び計画 予水道事 多摩川流域下 水道 水道					建設省告示 第1,577号				7, 390	57~12	138, 000	32. 31 処理場 面積 32. 00ha	八王子幹線のルート変更 L=6,920m→L=7,450m (全体31,780m→32,310m)
多摩、八王 子、日野及 び町田都市 計画下水道 事業 多摩川右岸 南多摩流域 下水道					建設省告示 第2,009号				6, 398	43~12	104, 971	23. 15 処理場 面積 26. 40ha	処理場敷地の変更 26. 50ha→26. 41ha

	都市割	計画決定		事業計画	画の認可		計	·画又は事績	業計画の概	要	
事業名			都市	計画法	下水	道法	計画又は	事業施行			備考
	年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域下水道事業							ha 5, 171	昭43~ 平12年度 (47~12)	百万円 617, 229 (81, 809)	処理場	(北多摩一号処理区) 雨水処理池を雨天時貯留施設に変 更 貯留容量 40,000m ³
(北多摩一 号処理区) (北多摩二 号処理区) (南多摩処					平 6. 10. 28	建設省東都 下流発 第19号	1, 595	(57~12)	(100, 046)	(10.67) 処理場 面積 (11.15) ha	(北多摩二号処理区) 雨水処理池を雨天時貯留施設に変 更 貯留容量 70,000m ³
理区)							6, 398	(47~12)	(104, 791)	(23. 15) 処理場 面積 (26. 40) ha	(南多摩処理区) 処理場の敷地の変更 26. 50ha→26. 40ha 処理分区界の変更
調布 三鷹 瀬中 で で で で で で で で で で で で で で で で で で				建設省告示 第2, 192号			4, 478	47~12	18, 273	18. 90	事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
府井、川大山下 小寺、小村山下 小寺、小村山、東計事川摩市道摩下 本多北海域 である また から				建設省告示 第2, 193号			5, 171	47~12	81, 809	22. 13 処理場 面積 14. 00ha	事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
多摩、八王 子、町田都市 計画下水道 多摩川右端 育多摩流域 下水道	平 7.11.27	東京都告示 第1,345号					6, 398			中水 16.61 汚水 23.15 処理場 面積 32.00ha	中水道施設の都市計画決定 南多摩送水幹線 ○・0.3~0.4, L=16.61km 増圧ポンプ場、第1~4配水池
多摩、八王 子、日野及 で町下水 計画下水 多摩川海流 多摩 下水道			平 8. 1.16	建設省告示 第65号			6, 398	43~12	109, 850	中水 14.60 汚水 23.15 処理場 面積 26.40ha	中水道施設の事業認可取得 南多摩送水幹線 ○・0.3~0.4, L=14.60km 増圧ポンプ場、第1~3配水池
日野及び八 王子都市計 画下水道事 業多摩川右 岸 浅川流域下 水道			平 8. 1.16	建設省告示 第66号			4, 340	55~12	93, 007	9.63 処理場 面積 16,072ha	事業区域の拡大 3, 058ha→4, 340ha
多摩川流域 下水道事業 (南多摩 処理区) (浅川処理					平 7.12.7	建設省東都 下流発 第10号	6, 398	43~12 (43~12)	622, 287 (109, 850)	(中水 14.60) (汚水 23.15) 処理場 面積 (26.40ha)	(南多摩処理区) 中水道施設の事業認可取得 吐口(南多摩送水幹線)、放流渠 (増圧ポンプ場、第1〜第3配水池)等 の変更 処理分区の変更 乞田5号 183ha→169ha 大栗5号 569ha→583ha 752ha→752ha
区)							4, 340	(55~12)	(93, 007)	(9.63) 処理場 面積 (16.072ha)	(浅川処理区) 事業区域の拡大 3, 058ha→4, 340ha
青梅 福生、立 四 不 化 证 不 化 证 的 不 化 的 不 化 的 不 化 的 不 化 的 不 化 的 不 化 的 不 化 的 不 化 的 不 化 的 不 化 的 不 化 的 不 化 的 不 化 的 不 的 不	平 9. 4. 4	東京都告示 第466号					汚水 8,835 雨水 1,193	7~12	80, 502	汚水 31.83km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	多摩川上流雨水幹線の管経、吐口位 置、延長の変更 ○3,750~□4,500×2 L=7.28km

		者	市記	十画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事業	薬計画の棚	要	
事 業 名					都市	計画法	下水	く道 法	計画又は				備考
	年	月	H	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域		事業費	計画基準	
多摩川流域 下水道(多 摩川上流処 理区)							平 9.12.3	建設省東都 下流発 第10号の2	ha 汚水 8,835 雨水 1,193	昭47~ 平12年度	百万円 92,615	km 汚水 31.83 雨水 7.28 処理場 血積 16.00ha	3/4→4/4(2/3十m/ 日)
調布、三鷹、 府中、び小島 野及び小計 下水道 下水道 多摩川流域下 水道	平 10		. 20	東京都告示 第293号					4, 491			18. 90km	市街化区域及び市街化調整区域の 変更に伴い下水排除面積の変更
府井、八寺、平山、小寺、八寺、八寺、八寺、小村、東京が、東田が、東村・東京が、東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東	: 平 10		. 20	東京都告示 第293号					5, 123			24. 15km 処理場 面積 13. 94ha	市街化区域及び市街化調整区域の 変更に伴い下水排除面積の変更 処理場面積の変更 14.00ha→13.94ha
国立、国分 寺及び立川 都市計画下 水道 多摩川左岸 北多摩二号 流域下水道	平 10		. 20	東京都告示 第293号					1, 597				市街化区域及び市街化調整区域の 変更に伴い下水排除面積の変更 北多摩二号幹線の一部管経変更 ○・4.5→○・4.25
青海、福生、 昭島、及市 立川都道 画下水道 多摩川上流 多摩川上流 が域下水道	平 10		. 20	東京都告示 第293号					汚水 8,782 雨水 1,189			汚水 39.11km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	市街化区域及び市街化調整区域の 変更に伴い下水排除面積の変更
多摩、八王 子、日野田 び町田都市 計画下水道 多摩川右岸 南多摩流域 下水道	平 10		. 20	東京都告示 第293号					6, 420			39.76km 処理場 面積 32.10ha	市街化区域及び市街化調整区域の 変更に伴い下水排除面積の変更 処理区界の変更
日野及び八 王子都市計 画下水道 多摩川右岸 浅川流域下 水道	· 平 : 10		. 20	東京都告示 第293号					4, 423			9.63km 処理場 面積 16.072ha	市街化区域及び市街化調整区域の 変更に伴い下水排除面積の変更 処理区界の変更
八王子田 八王子田 八里子田 八里子田 八里子田 八里子田 八里子田 でいます。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいまする。 でいます。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。 でいま。	平 1(. 20	東京都告示 第293号					7, 370			32. 31km 処理場 面積 32. 00ha	市街化区域及び市街化調整区域の 変更に伴い下水排除面積の変更
東村山保保 (本学) 東村山 (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学) (本学)	· · · · ·		. 20	東京都告示 第293号					汚水 8,041 雨水 902			汚水 40.57km 雨水 48.04km 処理場 面積 21.11ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更 小平霊園(68ha)を処理区域に編入 黒目川雨水幹線の一部管経変更 ○・4.0~○・3.0 出水川雨水幹線の一部管経変更 ○・3.25→○・4.0、 □・4.0×4.0→○・4.0

				都	市計	十画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事業	美計画の概	要	
重	業	夕					都市	計画法	下水	(道法	計画又は	事業施行			備考
7	*	7	年	月	日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	WH ~~
	右月 元域 茶業							建設省告 示第1, 721 号	平 10. 9. 9	建設省東 都下流発 第6号	ha 汚水 8,041 雨水 902	昭47~ 平17年度	百万円	汚水 40.57km 雨水 7.47km 処理場 面積	下水排除面積の変更 汚水7,884→8,041ha 雨水 921→ 902ha 黒目川雨水幹線の一部管径変更 ○4.0m→○3.0m 出水川雨水幹線の一部管径変更 ○3.25m→○4.0m □4.0×4.0m→○4.0m 事業期間の延伸 H12年度末→H17年度末
											5, 123	43~12	103, 554	処理場 面積	(北多摩一号処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好 気法) 4系列:54,400m³/日
下才 (型川洋 (道) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	事業									1, 597	43~12	94, 863	管きょ 10.67km 処理場 面積 11.15ha	(北多摩二号処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好 気法) 4系列:15,500m³/日 北多摩二号幹線の一部管経変更 ○4.5m→○4.25m
(非 号 (理 区	(多)	撃二 (季型)							平 11. 5. 11	建設省東 都下流発 第3号	6, 420	43~12	107, 189	処理場 面積	(南多摩処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好 気法) 5系列:43,600㎡/日
	大川多	処理									4, 423	43~12	93, 007	汚水 6.93km 処理場 面積 16.38ha	(浅川処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好 気法) 3系列:36,400m³/日
										7, 370	43~12	123, 814	汚水 32.31km 処理場 面積 32.0ha	(秋川処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好 気法) 3系列:28,000㎡/日	
東	右岸 京流 水道	域							平 11.12.24	建設省東 都下流発 第11号	汚水 8,041 雨水 902	47~12	169, 007	汚水 40.57km 雨水 7.47km 処理場 面積 21.25ha	気法)
								建設省告 示第1, 135 号			4, 491	43~17	18, 237	管きょ 18.90km 処理場 なし	(野川処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度 下水排除面積の変更
域事(野川	道						建設省告 示第1,136 号			5, 123	43~17	103, 554	管渠 22.13km 処理場 面積 13.94ha	(北多摩一号処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度
() 区) ()	北多 号処	理摩					平 12. 4. 16	建設省告 示第1,132 号	平 12. 3. 16	建設省東 都下流発 第5号の2	1, 597	43~17	94, 863	管渠 10.67km 処理場 面積 11.15ha	(北多摩二号処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度
区(多摩 流処	理摩						建設省告 示第1,133 号			汚水 8,782 雨水 1,189	43~17	110, 915	汚水 31.83km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度 下水排除面積の変更
								建設省告 示第1,138 号			6, 420	43~17	107, 189	汚水 39.11km 処理場 面積 26.4ha	(南多摩処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度

	都市	計画決定		事業計画	画の認可		Ē	計画又は事	業計画の	既要	
事業名	年月日	告示番号	都市	計画法	下水	道法	計画又は	事業施行			備考
			年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域		事業費	計画基準	VIII
多摩川流域 下水道事業 (浅川処理			平	建設省告 示第1,134 号	4.	建設省東都下流発	ha 4, 423	昭43~ 平17年度	百万円 93,007	版加 汚水 6.93km 処理場 面積 16.38ha	(浅川処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度
区) (秋川処理 区)			12. 4. 16	建設省告 示第1,137 号	12. 3. 16	第5号の2	7, 446	43~17	125, 614	処理場 面積	(秋川処理区) 事業施行期間の変更 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度 檜原村流域下水道編入に伴う「区域 拡大」と「あきる野幹 線」の追加
多摩川流 域下水道 事業 (北多摩			平	関東地方 整備局告		国関整都	5, 123	43~17	103, 554	管きょ 22.13km 処理場 面積 13.94ha	(北多摩一号処理区) 機械(遠心) 濃縮機の設置 濃縮棟の設置
一号処理 区) (南多摩 処理区)			13. 3. 9	示第22号	13. 2. 6	整第8号	6, 420	43~17	103, 319	汚水 39.11km 処理場 面積 26.4h	(南多摩処理区) 中水道事業の中止に伴う施設の廃 止
荒川右岸 東京流域 下水道事 業					平 14. 3. 25	国関整都 整 第 236 号 の2	汚水 8,041 雨水 902	47~17	169, 007	汚水 40.57km 雨水 8.10km 処理場 面積 21.25h	落合川雨水幹線を延伸し既設黒 目川幹線と接続し、落合川雨水幹線 を流下型貯留管として整備 落合川雨水幹線の延伸と管径変 更 L=2,120m→2,720m ○4.5m~○4.0m →□3.8m×3.8m~○2.4m 小平雨水幹線の延伸と管径変更 L=380m→410m ○3.25m→○2.2m
多 摩 川 流 域下水道事 《多摩川上 流処理区》					平 15. 3. 28	国関整都 整 第 283 号 の2	汚水 8, 782 雨水 1, 189	43~17		汚水 31.83km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 焼却炉の更新 既 50t 150t 既100t (新設) 処理場連絡管廊の設置 ○3.5m
(秋川処理 区)							7, 446	43~17		汚水 42.90km 処理場 面積 32.0ha	(秋川処理区) 処理場連絡管廊の設置 ○3.5m
多摩川流域 下水道摩川流 (多摩川上 (加理区) (南多摩処					平 18. 3. 3	国関整都 整 第 170 号 の2	汚水 6,941 雨水 1,189	43~22	138, 905	汚水 31.83km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 奥多摩町を計画処理区域に編入 多摩川上流幹線 ○3000~○200 27,580m(15,040m増) 青梅ポンプ場 第5系列(嫌気・無酸素・好気法) を新設
(多摩川上 流処理区)						_	5, 059	43~22	101, 345	汚水 23.15km 処理場 面積 26.40ha	(南多摩処理区) 第6系列(嫌気・無酸素・好気法)を 新設

1.00	都市	計画決定		事業計画	画の認可		Ē	計画又は事	業計画の	既要	
事業名	年月日	告示番号	都市	計画法	下水	道法	計画又は	事業施行			備考
			年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
							ha 5, 123	昭43~ 平22年度	百万円 114, 733	大水 22.13km 24.13km 処理場 面積 13.94ha	(北多摩一号処理区) 南多摩水再生センターと連絡管廊 で接続 ○3.5m
多摩川流域 下水道事業 (北多摩) (北里摩) (東西里) (東西里) (東西里) (東西里)					平 19.9.11	国関整都 整第58号の	汚水 7,081 雨水 1,189	43~22	133, 062	汚水 46.91km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 事業区域の拡大 汚水6,941→7,081ha 多摩川上流雨水幹線に接続点を追加と最上流部の断面変更 48箇所→49箇所 ○200mm→○250mm 残堀川幹線の一部ルート変更 L=14,34m→14,38m 清流復活用の設備の変更 砂ろ過設備→急速ろ過
処理区) (浅川処理 区) (秋川処理 区)						2	5, 104	43~22	109, 490		(南多摩処理区) 事業区域の拡大 汚水5,059→5,104ha 北多摩一号水再生センターと連絡 管廊で接続 ○3.5m
							3, 730	43~22	79, 410	汚水 9.63km 処理場 面積 16.38ha	(浅川処理区) 事業区域の拡大 汚水3,703→3,730ha
							6, 345	43~22	116, 727	汚水 42.91km 処理場 面積 32.0ha	(秋川処理区) 事業区域の拡大 汚水5, 947→6, 345ha
荒川右岸 東京流域 下水道事 業					平 19. 9. 11	国関整都 整第59号の 2	汚水 7,966 雨水 902	47~22	170, 219	汚水 40.57km 雨水 8.10km 処理場 面積 21.25ha	焼却炉5基のうち1基を流動床式からガス化炉方式に変更 特高受電棟の増設
多摩川流域 下水道事業 (野川処理 区)					平 20. 1. 23	国関整都 整 第 161 号 の2	汚水 4,400 雨水 1,180	43~22	20, 404	汚水 14.79km 雨水 4.11km	野川下流部雨水貯留池(20,000m³) を新たに整備する。
申レトがっ百		東京都告示 第285号					7, 081			汚水 46.86km 処理場 面積 16.00ha	幹線ルート及び延長の一部変更 ・残堀川幹線 ◎3,000~◎250 14,390m
多摩川流 域下水道 事業 (多摩上流 処理区)			半 20 6 30	国関整計管 認 東第 3 号 の2	平 20. 6. 30	国関整都 整第8号の2	7, 081	43~22	133, 062	汚水 46.86km	20.3.7 東京都告示第285号 幹線ルート及び延長の一部変更 ・残堀川 14,390m

	都市	計画決定		事業計画	画の認可		110	画又は事	業計画の概	既要	_
事業名	年月日	告示番号	都市	計画法	下水	道法	計画又は	事業施行			備考
			年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域							ha 5, 123	昭43~ 平22年度	百万円	処理場 面積 13.94ha	(北多摩一号処理区) 送水棟、送泥棟の設置 汚泥焼却炉と脱水機を一部廃止 し、南多摩水再生センターに更新 する。
下水道事業 (北多摩 (北多区) (北多 三 号 近 区)					平	国関整都	1, 597	43~22	98, 202	管きょ 10.67km 処理場 面積 11.15ha	(北多摩二号処理区) 北多摩二号幹線に接続点を追加 30箇所→31箇所
(南多摩 処理区) (浅川処理 区)					22. 3. 31	整第173号	5, 071	43~22	115, 450	面積 26.4ha	(南多摩処理区) 事業区域の縮小 汚水5,104→5,071ha 送水棟、送泥棟の設置 重力濃縮槽の設置、汚泥焼却炉と 脱水機の更新
							3, 730	43~22	79, 531	汚水 9.63km 処理場 面積 16.38ha	(浅川処理区) 主ポンプを追加
							ha		百万円	km	
				_			4, 402	平成22~ 平27年度	31,069	汚水 14.79m 雨水 4.11km	(野川処理区) 事業区域の拡大 4, 400→4, 402ha
				国関整 計管認東 第20号の2			5, 123	22~27	122,293	管きよ 22.13km 処理場 面積 13.94ha	(北多摩一号処理区)
多摩川流域 下水道事業				国関整 計管認東 第21号の2			1, 597	22~27	108, 281	管きょ 10.67km 処理場 面積 11.15ha	(北多摩二号処理区)
(野川 多区) 北理 多区) 北理 多区) 上区 多人 是 医 多色 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是			平 23 . 3. 9	国関整 計管認東 第22号の2	平 23 . 3. 9	国関整都 整第1014号	汚水 7,340 雨水 1,189	22~27	140,408	汚水 46.86km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 事業区域の拡大 汚水7,081→7,340ha 塩素接触槽の追加
区) (南多摩 処理区) (浅川処理 区) (秋川 処理				国関整 計管認東 第23号の2			5, 175	22~27	123,144	汚水 23.15km 処理場 面積 26.40ha	(南多摩処理区) 事業区域の拡大 汚水5,071→5,175ha
区)				国関整 計管認東 第24号の2			3, 730	22~27	91,981	血槓	(浅川処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・ 好気法) 1系列: 27,800㎡/日 処理施設能力の変更 3/4→4/4 (134千㎡/日)
				国関整 計管認東 第25号の2			6, 401	22~27	124,070	汚水 42.91km 処理場 面積 33.00ha	(秋川処理区) 事業区域の拡大 汚水6,345→6,401ha 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・ 好気法) 1系列:27,800㎡/月 2系列:27,800㎡/月 処理施設能力の変更 4/6→5/6 (174千㎡/日)
荒川右岸 東京流域 下水道事 業			平 23.3.9	国関整 計管認東 第26号の2	平 23. 3. 9	国関整都 整第1015号	汚水 7,966 雨水 902	22~27	176,276	汚水 40.57km 雨水 8.10km 処理場 面積 21.25ha	処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・ 好気法) 2系列:83,600㎡/日

3-2-2 下水道法事業計画の認可の概要

(1) 多摩川流域下水道の計画面積及び人口

処理区名	市町	名		計画処理面積(ha)	計画処理人口(人)
	武蔵野市		256		33, 520
	三鷹市		574	574	44, 980
	府中市		219	219	8, 100
野川	調布市		1, 955	1, 955	218, 900
	小金井市		816	816	92, 300
	狛江市		582	582	77, 500
	小	計	4, 402	4, 402	475, 300
	立川市		69	69	6,000
	府中市		2, 506	2, 506	247, 500
	小金井市		232	232	19,800
北多摩一号	小平市		1, 391	1, 391	130, 800
	東村山市		46	46	3, 400
	国分寺市		879	879	92, 900
	小	計	5, 123	5, 123	500, 400
	立川市		548	548	44, 530
北夕薛一口	国分寺市		269	269	27, 300
北多摩二号	国立市		780	780	71,050
	小	計	1, 597	1, 597	142, 880
	立川市		_	517	35, 090
	青梅市		501	2, 313	134, 080
	昭島市		_	1, 379	108, 900
	福生市		156	663	49, 680
多摩川上流			_	608	24, 490
	羽村市		532	854	55, 430
	瑞穂町		_	830	25, 380
	奥多摩町			175	4, 500
	小	計	1, 189	7, 339	437, 550
	八王子市		, _	1,663	111, 200
	町田市		_	166	7, 950
士女座	日野市		_	232	15, 200
南多摩	多摩市		_	2,017	145, 570
	稲城市		_	1, 097	66, 540
	小	計	_	5, 175	346, 460
	八王子市	н	_	2, 115	133, 900
浅川	日野市		_	1,615	
	小	計	_	3, 730	266, 050
	八王子市	н	_	3, 816	200, 750
	昭島市		_	0	0
	日野市		_	397	33, 700
41.111	羽村市		_	6	500
秋川	あきる野市		_	1, 387	60, 300
	日の出町		_	700	14, 560
	檜原村		_	95	1,860
	小	計	_	6, 401	311, 670
			10.011		
	合	計	12, 311	33, 767	2, 480, 310

[※]平成22年度までの事業認可による。

(2) 荒川右岸東京流域下水道の計画面積及び人口

処理区名	市町名	計画排水面積(ha)	計画処理面積(ha)	計画処理人口(人)	
荒川右岸	武蔵野市	_	90	8, 100	
	小金井市	_	84	1,700	
	小平市	276	655	53, 600	
	東村山市	206	1,651	139, 700	
	東大和市	_	1,009	78, 000	
	清瀬市	_	1,019	74, 100	
	東久留米市	420	1, 292	114, 600	
	武蔵村山市	_	581	40, 220	
	西東京市	_	1,585	196, 500	
計		902	7, 966	706, 520	

[※]平成22年度までの事業認可による。

(3) 多摩川流域下水道の管きょ

◎ :円形管□ :現場打ち鉄筋コンクリート渠(矩形渠)■ : (馬蹄渠)

処理区	管渠ルートの	位	置	最大	で内のり	最小内のり	延長	摘要	
の名称	名称	起点	終点	寸法	₹(mm)	寸法(mm)	(m)	(m)	
	野川第一幹線 野川第二幹線	世田谷区喜多見七丁目三鷹市大沢二丁目	武蔵野市境五丁目武蔵野市境五丁目	⊚ □	2, 400 7, 000×	1,8004,300		汚水管 雨水管	
	調布幹線	狛江市和泉本町一丁目	調布市染地三丁目	0	4, 000×2 1, 400	1, 200	1, 820	18, 900	
北多摩一号	北多摩一号東幹線	府中市押立町五丁目	小金井市貫井南町三 丁目		9,000× 6,500	□ 5,000	5, 780		
	北多摩一号西 幹線	府中市押立町五丁目	小金井市貫井南 町三 丁目		28, 000× 8, 000	⑤ 5,000	5, 870	99 120	
	北多摩一号北 幹線	小金井市貫井南町三丁 目 小金井市貫井南 町二丁	小平市天神町一丁目 国分寺市東元町 一丁	0	5, 000	(a) 4,000	3, 650	22, 130	
	国分寺幹線	打造开印真开用 町一丁	目		4, 300 × 4, 300	(a) 4, 300	970		
u to also	恋ヶ窪幹線	小金井市貫井南町三丁目	立川市若葉町三丁目	0	5,000	3 ,000	5, 860		
北多摩 二号	北多摩二号幹 線	府中市四谷五丁目	立川市幸町三丁目		$6,000 \times 3,000 \times 2$	© 4,250	10, 670	10,670	
	羽村幹線	福生市大字福生字加美	羽村市栄町三丁目	0	1, 500	o 900	4, 950		
多摩川上流	残堀川幹線	昭島市宮沢町字谷下	瑞穂町大字長岡長谷 部字水久保		2, 500× 2, 900	③ 800	14, 390	46, 860	
	多摩川上流幹 線	昭島市宮沢町字谷下	奥多摩町大字川井字 丹縄	0	3, 000	© 250	27, 520	·	
南多摩	乞田幹線	稲城市大字大丸字14号	八王子市大字鑓水字 浜道 多摩市大字和田字10	0	1,800	© 800	12, 640	23, 150	
	大栗幹線	稲城市大字大丸字13号	号 稲城市大字矢野口字	0	1,800	(a) 1, 100	6, 050		
	稲城幹線	稲城市大字大丸字13号	松葉	0	2,000	© 600	4, 460		
浅川	浅川幹線	日野市大字石田	八王子市長沼町		1,500× 1,500×2	© 2,000	6, 260	9, 630	
	日野幹線	日野市大字石田	日野市栄町一丁目	0	2,000	◎ 1, 350	3, 370		
秋 川	秋川幹線	八王子市小宮町 あきる野市大字小川字	日の出町大字平井字 狩宿 日の出町大字平井字	0	3,000	◎ 1,350	16, 720		
	平井川幹線	下川原	三吉野下平井	0	1, 350		5, 900		
	八王子幹線	八王子市石川町 八王子市大和田町五丁	八王子市横川町	0	2, 400	◎ 1,650	7, 450	42, 910	
	大和田幹線	目	日野市西平山五丁目	0	1,500	© 1,500	1, 160		
	石川幹線	八王子市石川町 あきる野市大字伊奈字	日野市日野台二丁目	⊚ □	1,000 1,500×	© 900	1, 080		
	あきる野幹線	柴木	檜原村大字下元郷	1500		© 200	10, 600		
計							174, 250		
多摩川 上流	多摩川上流雨 水幹線	福生市北田園二丁目	青梅市大字新町字南 植木外		4, 500 ×	© 3,750	7, 280		
با الله	分流式雨水幹線計				4, 500×2	<i>⊗</i> 3,700	7, 280		

凡例

(4) 荒川右岸東京流域下水道の管きょ

管渠ルート	位	置		最大内のり	最/	小内のり	延長		摘 要
の名称	起点	終点		寸法(mm)	寸剂	去(mm)	(m)		(m)
黒目幹線	清瀬市下宿三丁目	西東京市柳沢一丁目		$3,400\times 3,800$	0	1, 500	12, 1	50	
小平幹線	東久留米市中央町五丁目	小平市花小金井三丁目	0	1, 500	0	1, 500	1, 2	10	
柳瀬幹線	清瀬市下宿一丁目	武蔵村山市大南五丁目	0	2, 200	0	1, 200	16, 2'	70	
東大和幹線	東村山市本町二丁目	武蔵村山市中藤五丁目	0	1, 500	0	1, 500	5, 9	70	
田無幹線	西東京市西原町二丁目	西東京市向台町六丁目	0	1,800	0	1, 500	2, 50	60	
東久留米幹 線	東久留米市幸町五丁目	東村山市恩多町一丁目	0	1, 800	0	1,500	2, 38	30	
	分流式汚水幹線計						40, 5'	70	
黒目川雨水 幹線	東久留米市下里一丁目	東村山市萩山町五丁目		4, 500×4, 500×2	0	3,000	4, 04	10	
出水川雨水 幹線	東久留米市下里二丁目	東久留米市下里四丁目		4, 900×4, 900	0	4,000	9;	30	
落合川雨水 幹線	東久留米市中央町五丁目	小平市大沼町町二丁目		3,800×3,800	0	2, 400	2, 72	20	
小平雨水幹 線	小平市花小金井三丁目	小平市花小金井三丁目	0	2, 200	0	2, 200	4:	10	
	分流式雨水幹線計						8, 10	00	

(5)ポンプ施設

多摩川流域下水道

名	称	位	置	敷地面積	摘	要
稲城ポ	ンプ所	稲城市矢野	予口字松葉	1,500 m ²	南多摩	処理区
青梅ポ	ンプ所	青梅市	方沢井	1, 300 m ²	多摩川上	流処理区

3-2-3 施工済みの事業

(1)流域下水道建設工事

事業名	予算額(円)	決算額 (円)	竣工延長(m)	施工年度	備考
流域下水道事業	102, 820, 000	102, 819, 017	_	昭和43年	
IJ	1, 135, 000, 000	1, 100, 018, 614	20	44	
IJ	2, 250, 000, 000	2, 108, 638, 136	3, 718	45	
IJ	5, 464, 000, 000	4, 291, 627, 284	2, 754	46	
IJ	9, 400, 000, 000	9, 129, 927, 851	11, 574	47	
IJ	12, 000, 000, 000	6, 458, 031, 891	3, 076	48	
IJ	16, 000, 000, 000	10, 963, 271, 819	5, 871	49	
IJ	16, 000, 000, 000	12, 681, 156, 107	4, 793	50	
IJ	16, 000, 000, 000	12, 235, 460, 985	4, 057	51	
IJ	17, 000, 000, 000	15, 041, 287, 182	8, 112	52	
IJ	20, 000, 000, 000	17, 885, 033, 254	11, 374	53	
IJ	23, 000, 000, 000	18, 059, 314, 647	7, 852	54	
IJ	23, 000, 000, 000	24, 094, 155, 518	11, 892	55	
IJ	23, 000, 000, 000	20, 333, 384, 970	2, 257	56	
<i>II</i>	23, 000, 000, 000	16, 738, 193, 843	7, 528	57	
IJ	24, 000, 000, 000	14, 727, 189, 243	4, 734	58	
IJ	24, 000, 000, 000	15, 252, 509, 575	11, 618	59	
IJ	20, 000, 000, 000	16, 092, 652, 107	3, 739	60	
IJ	20, 000, 000, 000	18, 656, 051, 024	6, 788	61	
II.	27, 000, 000, 000	25, 576, 536, 574	6, 755	62	
II.	28, 000, 000, 000	26, 110, 228, 726	6, 285	63	
IJ	31, 700, 000, 000	27, 420, 203, 974	2, 319	平成元年	
II.	33, 800, 000, 000	27, 769, 773, 015	10, 105	2	
IJ	30, 700, 000, 000	29, 164, 364, 828	9, 880	3	
IJ	31, 500, 000, 000	31, 432, 389, 842	8, 642	4	
IJ	31, 300, 000, 000	30, 531, 852, 881	1, 982	5	
IJ	29, 000, 000, 000	27, 073, 109, 325	1, 103	6	
IJ	30, 500, 000, 000	29, 010, 583, 922	1,601	7	
IJ	28, 500, 000, 000	26, 346, 713, 362	1,572	8	
IJ	28, 500, 000, 000	27, 381, 399, 641	1, 565	9	
IJ	30, 500, 000, 000	30, 260, 654, 316	792	10	
IJ	18, 000, 000, 000	17, 693, 485, 350	3, 982	11	
IJ	18, 000, 000, 000	16, 960, 880, 446	3, 660	12	
11	18, 500, 000, 000	17, 997, 283, 403	2, 759	13	
11	16, 500, 000, 000	17, 038, 386, 129	3, 843	14	
IJ	14, 800, 000, 000	14, 506, 635, 436	5, 305	15	
11	13, 300, 000, 000	12, 080, 254, 380	1,683	16	ļ
11	13, 300, 000, 000	9, 999, 628, 968	2, 532	17	
11	12, 700, 000, 000	13, 662, 637, 240	0	18	
11	12, 300, 000, 000	9, 626, 792, 271	1, 240	19	
11	12, 900, 000, 000	11, 775, 284, 164	1, 976	20	
11	12, 900, 000, 000	13, 392, 388, 834	0	21	
"	12, 900, 000, 000	13, 018, 477, 894	0	22	
計	832, 451, 820, 000	741, 780, 667, 988	191, 338		

⁽注)予算額には前年度からの繰越額は含まない。

(2) 受託事業

事業名	予算額(円)	決算額 (円)	竣工延長(m)	施工年度	備考
流域下水道事業	175, 000, 000	79, 904, 841	_	昭和43年	
IJ	1, 627, 000, 000	1, 442, 250, 000	1, 141	44	
IJ	969, 500, 000	961, 730, 000	1, 081	45	
IJ	512, 000, 000	376, 264, 000	1, 205	46	
IJ	170, 000, 000	69, 319, 329	0	47	
IJ	1, 106, 300, 000	766, 119, 023	1, 645	48	
11	1, 216, 000, 000	827, 215, 344	104	49	
IJ	1, 834, 000, 000	1, 584, 633, 328	226	50	
IJ	1, 562, 000, 000	1, 288, 715, 452	896	51	
IJ	1, 394, 000, 000	803, 921, 484	9	52	
IJ	915, 000, 000	762, 244, 102	1, 776	53	
IJ	1, 000, 000, 000	756, 774, 378	0	54	
IJ	1, 800, 000, 000	1, 741, 240, 067	0	55	
IJ	2, 400, 000, 000	2, 326, 414, 551	1, 133	56	
IJ	3, 326, 000, 000	2, 052, 601, 597	1, 296	57	
<i>))</i>	3, 800, 000, 000	2, 354, 348, 330 (384, 058, 071)	4, 116	58	
		(384, 058, 071) 2, 359, 751, 954			
11	2, 500, 000, 000	(206, 056, 093) 2, 284, 116, 540	962	59	
JJ	2,500,000,000		3, 246	60	
	, , ,	(53, 810, 664) 1, 928, 891, 421			
IJ	2, 200, 000, 000	(458, 344, 686) 3, 070, 896, 842	1, 455	61	
JJ.	3, 395, 000, 000	(122, 411, 431)	1, 738	62	
	, , ,	3, 331, 222, 296			
11	3, 742, 000, 000	(151, 910, 303) 3, 372, 980, 292	0	63	
IJ.	3, 951, 000, 000	(157, 307, 128)	0	平成元年	
	, , , ,	4, 587, 938, 729	211		
11	5, 115, 000, 000	(886, 796, 083) 3, 185, 748, 648	644	2	
IJ	4, 272, 000, 000	(220, 742, 740)	0	3	
		(220, 742, 740) 4, 395, 185, 259	0.01	4	
"	4, 735, 122, 000	(259, 188, 314) 4, 787, 923, 869	331	4	
IJ	5, 586, 000, 000	(235, 605, 866) 5, 673, 731, 580	0	5	
JJ.	C 449 000 000	5, 673, 731, 580	1 044	C	
"	6, 442, 000, 000	(272, 560, 309) 5, 786, 478, 303	1,844	6	
IJ	6, 502, 000, 000	(250, 175, 597)	3, 809	7	
IJ	6 560 000 000	5, 511, 061, 401 (251, 726, 178)	4, 318	8	
"	6, 560, 000, 000	5, 125, 735, 524	4, 510	0	
IJ	5, 919, 000, 000	(224, 093, 947)	5, 360	9	
JJ	5, 197, 000, 000	4, 355, 497, 382 (219, 291, 796)	4, 414	10	
"	0, 191, 000, 000	3, 346, 892, 423	7, 414		
IJ	4, 126, 000, 000	(258, 688, 850)	0	11	
IJ.	3, 984, 000, 000	3, 611, 734, 196 (221, 129, 546)	0	12	
**		207, 813, 958			
IJ	228, 000, 000	(207, 813, 958)	0	13	
<i>II</i>	228, 000, 000	215, 090, 901 (215, 090, 901)	0	14	
	220, 000, 000	207, 849, 612			
<i>II</i>	236, 000, 000	(207, 849, 612)	0	15	
"	236, 000, 000	220, 589, 286 (220, 589, 286)	0	16	
		85, 760, 826, 242		10	
計	101, 460, 922, 000	(5, 685, 241, 359)	42, 749		

^() 内は清流復活等の受託

3-3 営業

3-3-1 流入水量

過去10年間の処理区別・市町村別流入水量は次のとおりである。

(1)野川処理区流入水量

(単位:m³)

年度	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	計
13	5, 808, 069	8, 202, 020	1, 921, 033	36, 094, 771	14, 745, 612	11, 836, 955	78, 608, 460
14	5, 804, 472	8, 094, 713	1, 910, 832	35, 985, 760	14, 730, 146	11, 815, 957	78, 341, 880
15	5, 859, 964	8, 345, 850	1, 680, 904	36, 821, 332	15, 045, 287	12, 009, 953	79, 763, 290
16	5, 888, 221	8, 665, 720	1, 215, 721	37, 696, 561	15, 433, 714	12, 252, 953	81, 152, 890
17	5, 751, 217	7, 897, 109	1, 108, 588	36, 700, 823	14, 480, 390	11, 689, 113	77, 627, 240
18	6, 079, 903	8, 557, 640	1, 198, 046	38, 354, 350	15, 087, 777	12, 155, 794	81, 433, 510
19	5, 579, 442	7, 587, 865	1, 037, 385	34, 302, 872	13, 794, 747	10, 994, 319	73, 296, 630
20	6, 145, 028	9, 063, 093	1, 304, 662	39, 847, 304	15, 722, 300	12, 371, 193	84, 453, 580
21	5, 722, 277	8, 078, 499	1, 140, 436	36, 856, 293	14, 353, 897	11, 305, 568	77, 456, 970
22	5, 722, 150	8, 151, 389	1, 216, 444	37, 284, 335	14, 567, 124	11, 420, 588	78, 362, 030

(2) 北多摩一号処理区流入水量

(単位:m³)

							1 1-2 /
年度	立川市	府中市	小金井市	小平市	東村山市	国分寺市	計
13	907, 384	35, 911, 974	3, 245, 178	21, 380, 864	687, 284	14, 559, 376	76, 692, 060
14	924, 174	36, 497, 560	3, 267, 241	21, 539, 504	702, 946	14, 263, 505	77, 194, 930
15	888, 706	36, 257, 658	3, 183, 861	20, 981, 496	683, 962	14, 117, 677	76, 113, 360
16	968, 466	38, 767, 173	3, 451, 421	22, 373, 717	728, 348	15, 159, 345	81, 448, 470
17	838, 810	35, 666, 565	3, 013, 984	19, 368, 008	662, 069	13, 474, 854	73, 024, 290
18	931, 953	37, 406, 619	3, 278, 752	20, 850, 757	703, 971	14, 323, 278	77, 495, 330
19	887, 042	36, 733, 086	3, 212, 493	20, 100, 073	670, 587	13, 902, 749	75, 506, 030
20	1, 016, 039	40, 239, 293	3, 661, 747	22, 737, 977	801, 655	15, 815, 199	84, 271, 910
21	878, 570	37, 456, 657	3, 319, 093	20, 739, 442	685, 076	14, 273, 392	77, 352, 230
22	917, 864	37, 526, 584	3, 320, 081	20, 478, 723	676, 438	14, 196, 110	77, 115, 800

(3) 北多摩二号処理区流入水量 (単位: m³)

	- P . P . P . P . P . P . P . P . P . P			T 1 1 1 1
年度	立川市	国分寺市	国立市	計
13	5, 575, 472	3, 416, 540	10, 473, 978	19, 465, 990
14	5, 918, 665	3, 570, 073	10, 501, 312	19, 990, 050
15	5, 853, 459	3, 515, 137	10, 767, 134	20, 135, 730
16	6, 082, 662	3, 493, 438	10, 773, 300	20, 349, 400
17	5, 802, 924	3, 328, 315	10, 472, 201	19, 603, 440
18	5, 801, 486	3, 433, 367	10, 614, 657	19, 849, 510
19	5, 800, 419	3, 210, 789	9, 778, 682	18, 789, 890
20	6, 024, 348	3, 508, 560	10, 662, 162	20, 195, 070
21	4, 783, 685	3, 032, 433	9, 361, 592	17, 177, 710
22	5, 435, 401	3, 197, 005	9, 854, 414	18, 486, 820

(4) 多摩川上流処理区流入水量

(単位:m³)

年度	立川市	青梅市	昭島市	福生市	武蔵村山市	羽村市	瑞穂町	奥多摩町	計
				9, 555, 056	4, 184, 608				60, 668, 910
13	3, 747, 424	16, 244, 359	14, 553, 001	1,806,082	522, 389	8, 416, 698	3, 967, 764	_	2, 328, 471
				9, 643, 155	4, 191, 348				61, 782, 897
14	3, 878, 564	16, 637, 468	14, 879, 809	1,809,617	482, 560	8, 584, 238	3, 968, 315		2, 292, 177
				9, 505, 436	4, 208, 952			_	62, 206, 540
15	3, 808, 698	16, 618, 003	14, 995, 583	1, 983, 874	561, 249	8, 760, 500	4, 309, 368		2, 545, 123
				9, 565, 551	4, 314, 897			_	61, 919, 740
16	3, 796, 663	16, 692, 787	14, 848, 257	1, 982, 280	636, 801	8, 361, 583	4, 340, 002		2, 619, 081
				9, 168, 550	4, 261, 289			_	59, 269, 660
17	3, 624, 205	15, 893, 128	14, 202, 988	1, 935, 227	716, 013	7, 997, 544	4, 121, 956		2, 651, 240
				9, 238, 793	4, 515, 996			_	61, 348, 360
18	3, 754, 175	16, 428, 695	14, 986, 203	1, 911, 411	783, 177	8, 039, 872	4, 384, 626		2, 694, 588
				9, 300, 174	4, 702, 509			_	60, 366, 720
19	3, 761, 439	16, 060, 217	14, 583, 160	2, 212, 693	811, 387	7, 837, 620	4, 121, 601		3, 024, 080
				9, 558, 898	4, 907, 546			_	63, 551, 120
20	4, 130, 503	17, 016, 103	15, 406, 499	2, 154, 438	699, 122	8, 252, 668	4, 278, 903		2, 853, 560
				9, 396, 523	4, 208, 365				57, 811, 840
21	4, 052, 912	15, 101, 260	14, 003, 239	2,678,170	395, 513	7, 166, 067	3, 875, 578	7, 896	3, 073, 683
		- 		9, 098, 088	4, 504, 419		- 		61, 008, 750
22	4, 160, 416	16, 109, 316	14, 903, 018	1, 987, 188	467, 578	8, 027, 310	4, 155, 912	50, 271	2, 454, 766

⁽注) 福生市及び武蔵村山市の下段は内書きで、横田基地からの排除水量である。

(5) 南多摩処理区流入水量

(単位:m³)

						, i	1— /
年度	八王子市	町田市	日野市	多摩市	稲城市	多摩都市 整備本部 (※)	計
13	2, 433, 043	_	1, 763, 924	5, 634, 955	3, 814, 664	22, 931, 624	36, 578, 210
14	11, 538, 835	346, 273	1, 762, 918	18, 268, 852	5, 775, 972	-	37, 692, 850
15	10, 305, 347	476, 419	1, 563, 520	16, 583, 766	5, 779, 048	-	34, 708, 100
16	12, 001, 699	708, 009	1, 752, 921	18, 753, 120	7, 294, 201	_	40, 509, 950
17	11, 168, 276	854, 486	1, 611, 443	17, 671, 444	7, 132, 581	-	38, 438, 230
18	11, 581, 241	917, 797	1, 630, 166	17, 831, 344	7, 534, 372	-	39, 494, 920
19	11, 281, 274	1, 064, 819	1, 564, 457	17, 067, 449	7, 463, 421	-	38, 441, 420
20	12, 126, 161	1, 199, 554	1, 644, 805	17, 898, 089	8, 185, 561	-	41, 054, 170
21	11, 925, 924	1, 256, 381	1, 578, 417	17, 175, 678	8, 043, 190	-	39, 979, 590
22	12, 508, 886	1, 275, 171	1, 634, 455	17, 655, 262	8, 401, 796	-	41, 475, 570

⁽注) 南多摩水再生センターは、平成13年4月に多摩都市整備本部から移管を受けた。

^(※) 平成13年度のみ多摩都市整備本部が多摩ニュータウン公共下水道区域内分を負担した。

(6) 浅川処理区流入水量 <u>(単位:m³)</u>

			(十四・111 /
年度	八王子市	日野市	計
13	12, 012, 705	8, 906, 165	20, 918, 870
14	12, 335, 898	9, 806, 162	22, 142, 060
15	13, 551, 389	10, 813, 811	24, 365, 200
16	13, 789, 153	11, 393, 757	25, 182, 910
17	13, 984, 960	11, 621, 470	25, 606, 430
18	14, 955, 096	12, 191, 944	27, 147, 040
19	15, 182, 516	12, 396, 804	27, 579, 320
20	15, 880, 890	12, 854, 860	28, 735, 750
21	15, 316, 567	12, 464, 083	27, 780, 650
22	15, 682, 759	12, 757, 511	28, 440, 270

(7)	秋川処理区	流入水量					(単位:m³)
年度	八王子市	昭島市	日野市	羽村市	あきる野市	日の出町	檜原村	計
13	10, 828, 391	_	4, 325, 269	-	6, 323, 061	1, 654, 829	-	23, 131, 550
14	12, 328, 081	-	4, 229, 983	ı	6, 971, 887	1, 696, 849	ı	25, 226, 800
15	13, 441, 790	_	4, 251, 735	ı	7, 120, 473	1, 857, 662	1	26, 671, 660
16	14, 965, 805	-	4, 199, 859	ı	7, 592, 773	2, 000, 013	ı	28, 758, 450
17	16, 024, 186	-	4, 157, 148	ı	7, 754, 514	1, 933, 972	ı	29, 869, 820
18	17, 428, 248	-	4, 159, 818	-	7, 939, 915	2, 144, 559	17, 350	31, 689, 890
19	18, 793, 746	-	4, 103, 270	ı	7, 888, 334	2, 204, 711	53, 309	33, 043, 370
20	21, 622, 469	_	4, 451, 317	32, 951	8, 276, 676	2, 732, 936	81, 901	37, 198, 250
21	20, 813, 536	_	4, 015, 434	44, 294	7, 711, 255	2, 597, 382	108, 219	35, 290, 120
22	22, 177, 228	_	4, 127, 795	44, 167	8, 075, 613	2, 726, 920	132, 177	37, 283, 900

(8) 荒川右岸処理区流入水量

(単位:<u>m</u>³)

H- H-	→b +b mz -b	1 A 11.±	1 == +		+11-+	\+\+\ \
年度	武蔵野市	小金井市	小平市	東村山市	東大和市	清瀬市
13	1, 125, 440	205, 651	5, 146, 674	15, 978, 604	8, 698, 125	8, 219, 887
14	1, 083, 129	196, 157	5, 188, 651	15, 783, 826	8, 800, 727	8, 126, 665
15	1, 224, 343	206, 773	5, 219, 628	15, 987, 597	9, 000, 142	8, 221, 901
16	1, 538, 472	201, 729	5, 574, 274	16, 552, 828	9, 403, 927	8, 653, 049
17	1, 160, 539	192, 175	5, 777, 203	16, 489, 350	9, 338, 216	8, 678, 533
18	1, 356, 058	198, 678	6, 078, 157	17, 018, 670	9, 866, 150	8, 928, 200
19	1, 297, 263	187, 552	5, 901, 505	16, 407, 424	9, 612, 406	8, 426, 521
20	1, 347, 295	200, 217	6, 281, 016	17, 411, 154	10, 121, 965	9, 030, 758
21	1, 254, 109	189, 810	6, 025, 125	16, 733, 545	9, 609, 582	8, 447, 467
22	1, 255, 209	189, 802	6, 169, 630	17, 126, 095	9, 719, 021	8, 570, 801
年度	東久留米市	武蔵村山市	保谷市	田無市	西東京市	計
	水外田水川	下()欧门口口1	NV-II, 111	TH 7/2/113	四水水川	μΙ
13	12, 390, 374		<u>*</u>	ж.	20, 322, 467	76, 796, 220
13	12, 390, 374	4, 708, 998	*	*	20, 322, 467	76, 796, 220
13	12, 390, 374 12, 268, 977	4, 708, 998 4, 703, 536	*	*	20, 322, 467	76, 796, 220 76, 204, 800
13 14 15	12, 390, 374 12, 268, 977 12, 652, 023	4, 708, 998 4, 703, 536 4, 769, 291	* * *	* * *	20, 322, 467 20, 053, 132 20, 154, 002	76, 796, 220 76, 204, 800 77, 435, 700
13 14 15 16	12, 390, 374 12, 268, 977 12, 652, 023 13, 149, 408	4, 708, 998 4, 703, 536 4, 769, 291 4, 940, 436	* * * *	* * * *	20, 322, 467 20, 053, 132 20, 154, 002 21, 172, 527	76, 796, 220 76, 204, 800 77, 435, 700 81, 186, 650
13 14 15 16 17	12, 390, 374 12, 268, 977 12, 652, 023 13, 149, 408 12, 772, 096	4, 708, 998 4, 703, 536 4, 769, 291 4, 940, 436 4, 830, 402	* * * *	* * * * *	20, 322, 467 20, 053, 132 20, 154, 002 21, 172, 527 20, 836, 716	76, 796, 220 76, 204, 800 77, 435, 700 81, 186, 650 80, 075, 230
13 14 15 16 17	12, 390, 374 12, 268, 977 12, 652, 023 13, 149, 408 12, 772, 096 13, 186, 034	4, 708, 998 4, 703, 536 4, 769, 291 4, 940, 436 4, 830, 402 5, 052, 700	* * * * *	* * * * *	20, 322, 467 20, 053, 132 20, 154, 002 21, 172, 527 20, 836, 716 21, 783, 413	76, 796, 220 76, 204, 800 77, 435, 700 81, 186, 650 80, 075, 230 83, 468, 060
13 14 15 16 17 18	12, 390, 374 12, 268, 977 12, 652, 023 13, 149, 408 12, 772, 096 13, 186, 034 12, 675, 208	4, 708, 998 4, 703, 536 4, 769, 291 4, 940, 436 4, 830, 402 5, 052, 700 4, 707, 992	* * * * *	* * * * * *	20, 322, 467 20, 053, 132 20, 154, 002 21, 172, 527 20, 836, 716 21, 783, 413 20, 854, 279	76, 796, 220 76, 204, 800 77, 435, 700 81, 186, 650 80, 075, 230 83, 468, 060 80, 070, 150

※田無市・保谷市は合併により13年度から西東京市として記載

3-3 営業

3-3-2 維持管理負担金

過去10年間の処理区別・市町村別維持管理負担金は次のとおりである。

(1)野川処理区負担金

(単位:円)

							(== : 4)
年度	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	計
13	220, 706, 622	311, 676, 760	72, 999, 254	1, 371, 601, 298	560, 333, 256	449, 804, 290	2, 987, 121, 480
14	220, 569, 936	307, 599, 094	72, 611, 616	1, 367, 458, 880	559, 745, 548	449, 006, 366	2, 976, 991, 440
15	222, 678, 632	317, 142, 300	63, 874, 352	1, 399, 210, 616	571, 720, 906	456, 378, 214	3, 031, 005, 020
16	223, 752, 398	329, 297, 360	46, 197, 398	1, 432, 469, 318	586, 481, 132	465, 612, 214	3, 083, 809, 820
17	218, 546, 246	300, 090, 142	42, 126, 344	1, 394, 631, 274	550, 254, 820	444, 186, 294	2, 949, 835, 120
18	231, 036, 314	325, 190, 320	45, 525, 748	1, 457, 465, 300	573, 335, 526	461, 920, 172	3, 094, 473, 380
19	212, 018, 796	288, 338, 870	39, 420, 630	1, 303, 509, 136	524, 200, 386	417, 784, 122	2, 785, 271, 940
20	233, 511, 064	344, 397, 534	49, 577, 156	1, 514, 197, 552	597, 447, 400	470, 105, 334	3, 209, 236, 040
21	217, 446, 526	306, 982, 962	43, 336, 568	1, 400, 539, 134	545, 448, 086	429, 611, 584	2, 943, 364, 860
22	217, 441, 700	309, 752, 782	46, 224, 872	1, 416, 804, 730	553, 550, 712	433, 982, 344	2, 977, 757, 140

(2)北多摩一号処理区負担金

(<u>単位:円)</u>

年度	立川市	府中市	小金井市	小平市	東村山市	国分寺市	計
13	34, 480, 592	1, 364, 655, 012	123, 316, 764	812, 472, 832	26, 116, 792	553, 256, 288	2, 914, 298, 280
14	35, 118, 612	1, 386, 907, 280	124, 155, 158	818, 501, 152	26, 711, 948	542, 013, 190	2, 933, 407, 340
15	33, 770, 828	1, 377, 791, 004	120, 986, 718	797, 296, 848	25, 990, 556	536, 471, 726	2, 892, 307, 680
16	36, 801, 708	1, 473, 152, 574	131, 153, 998	850, 201, 246	27, 677, 224	576, 055, 110	3, 095, 041, 860
17	31, 874, 780	1, 355, 329, 470	114, 531, 392	735, 984, 304	25, 158, 622	512, 044, 452	2, 774, 923, 020
18	35, 414, 214	1, 421, 451, 522	124, 592, 576	792, 328, 766	26, 750, 898	544, 284, 564	2, 944, 822, 540
19	33, 707, 596	1, 395, 857, 268	122, 074, 734	763, 802, 774	25, 482, 306	528, 304, 462	2, 869, 229, 140
20	38, 609, 482	1, 529, 093, 134	139, 146, 386	864, 043, 126	30, 462, 890	600, 977, 562	3, 202, 332, 580
21	33, 385, 660	1, 423, 352, 966	126, 125, 534	788, 098, 796	26, 032, 888	542, 388, 896	2, 939, 384, 740
22	34, 878, 832	1, 426, 010, 192	126, 163, 078	778, 191, 474	25, 704, 644	539, 452, 180	2, 930, 400, 400

(3) 北多摩二号処理区負担金 (単位:円)

年度	立川市	国分寺市	国立市	計
13	211, 867, 936	129, 828, 520	398, 011, 164	739, 707, 620
14	224, 909, 270	135, 662, 774	399, 049, 856	759, 621, 900
15	222, 431, 442	133, 575, 206	409, 151, 092	765, 157, 740
16	231, 141, 156	132, 750, 644	409, 385, 400	773, 277, 200
17	220, 511, 112	126, 475, 970	397, 943, 638	744, 930, 720
18	220, 456, 468	130, 467, 946	403, 356, 966	754, 281, 380
19	220, 415, 922	122, 009, 982	371, 589, 916	714, 015, 820
20	228, 925, 224	133, 325, 280	405, 162, 156	767, 412, 660
21	181, 780, 030	115, 232, 454	355, 740, 496	652, 752, 980
22	206, 545, 238	121, 486, 190	374, 467, 732	702, 499, 160

(4) 多摩川上流処理区負担金

(単位:円)

年度	立川市	青梅市	昭島市	福生市	武蔵村山市	羽村市	瑞穂町	奥多摩町	計
13	142, 402, 112	617, 285, 642	553, 014, 038	363, 092, 128	159, 015, 104	319, 834, 524	150, 775, 032	-	2, 305, 418, 580
				68, 631, 116	19, 850, 782				88, 481, 898
14	147, 385, 432	632, 223, 784	565, 432, 742	366, 439, 890	159, 271, 224	326, 201, 044	150, 795, 970	-	2, 347, 750, 086
				68, 765, 446	18, 337, 280				87, 102, 726
15	144, 730, 524	631, 484, 114	569, 832, 154	361, 206, 568	159, 940, 176	332, 899, 000	163, 755, 984	-	2, 363, 848, 520
				75, 387, 212	21, 327, 462				96, 714, 674
16	144, 273, 194	634, 325, 906	564, 233, 766	363, 490, 938	163, 966, 086	317, 740, 154	164, 920, 076	_	2, 352, 950, 120
				75, 326, 640	24, 198, 438				99, 525, 078
17	137, 719, 790	603, 938, 864	539, 713, 544	348, 404, 900	161, 928, 982	303, 906, 672	156, 634, 328	_	2, 252, 247, 080
				73, 538, 626	27, 208, 494				100, 747, 120
18	142, 658, 650	624, 290, 410	569, 475, 714	351, 074, 134	171, 607, 848	305, 515, 136	166, 615, 788	-	2, 331, 237, 680
				72, 633, 618	29, 760, 726				102, 394, 344
19	142, 934, 682	610, 288, 246	554, 160, 080	353, 406, 612	178, 695, 342	297, 829, 560	156, 620, 838	-	2, 293, 935, 360
				84, 082, 334	30, 832, 706				114, 915, 040
20	156, 959, 114	646, 611, 914	585, 446, 962	363, 238, 124	186, 486, 748	313, 601, 384	162, 598, 314	-	2, 414, 942, 560
				81, 868, 644	26, 566, 636				108, 435, 280
21	154, 010, 656	573, 847, 880	532, 123, 082	357, 067, 874	159, 917, 870	272, 310, 546	147, 271, 964	300, 048	2, 196, 849, 920
				101, 770, 460	15, 029, 494				116, 799, 954
22	158, 095, 808	612, 154, 008	566, 314, 684	345, 727, 344	171, 167, 922	305, 037, 780	157, 924, 656	1, 910, 298	2, 318, 332, 500
				75, 513, 144	17, 767, 964				93, 281, 108

⁽注) 福生市及び武蔵村山市の下段は内書きで、横田基地からの排除水量分である。

(5) 南多摩処理区負担金

(単位:円)

							(井 ・ 11)
年度	八王子市	町田市	日野市	多摩市	稲城市	多摩都市 整備本部 (※)	計
13	92, 455, 634	-	67, 029, 112	214, 128, 290	144, 957, 232	871, 401, 712	1, 389, 971, 980
14	438, 475, 730	13, 158, 374	66, 990, 884	694, 216, 376	219, 486, 936	-	1, 432, 328, 300
15	391, 603, 186	18, 103, 922	59, 413, 760	630, 183, 108	219, 603, 824	-	1, 318, 907, 800
16	456, 064, 562	26, 904, 342	66, 610, 998	712, 618, 560	277, 179, 638	-	1, 539, 378, 100
17	424, 394, 488	32, 470, 468	61, 234, 834	671, 514, 872	271, 038, 078	-	1, 460, 652, 740
18	440, 087, 158	34, 876, 286	61, 946, 308	677, 591, 072	286, 306, 136	-	1, 500, 806, 960
19	428, 688, 412	40, 463, 122	59, 449, 366	648, 563, 062	283, 609, 998	-	1, 460, 773, 960
20	460, 794, 118	45, 583, 052	62, 502, 590	680, 127, 382	311, 051, 318	-	1, 560, 058, 460
21	453, 185, 112	47, 742, 478	59, 979, 846	652, 675, 764	305, 641, 220	-	1, 519, 224, 420
22	475, 337, 668	48, 456, 498	62, 109, 290	670, 899, 956	319, 268, 248	-	1, 576, 071, 660

⁽注) 南多摩水再生センターは、平成13年4月に多摩都市整備本部から移管を受けた。

^(※) 平成13年度のみ多摩都市整備本部が多摩ニュータウン公共下水道区域内分を負担した。

(6)浅川処理区負担金

(単位:円)

			(1
年度	八王子市	日野市	計
13	456, 482, 790	338, 434, 270	794, 917, 060
14	468, 764, 124	372, 634, 156	841, 398, 280
15	514, 952, 782	410, 924, 818	925, 877, 600
16	523, 987, 814	432, 962, 766	956, 950, 580
17	531, 428, 480	441, 615, 860	973, 044, 340
18	568, 293, 648	463, 293, 872	1, 031, 587, 520
19	576, 935, 608	471, 078, 552	1, 048, 014, 160
20	603, 473, 820	488, 484, 680	1, 091, 958, 500
21	582, 029, 546	473, 635, 154	1, 055, 664, 700
22	595, 944, 842	484, 785, 418	1, 080, 730, 260

(7) 秋川処理区負担金

(単位:円)

年度	八王子市	昭島市	日野市	羽村市	あきる野市	日の出町	檜原村	計
13	411, 478, 858	-	164, 360, 222	-	240, 276, 318	62, 883, 502	-	878, 998, 900
14	468, 467, 078	-	160, 739, 354	-	264, 931, 706	64, 480, 262	-	958, 618, 400
15	510, 788, 020	-	161, 565, 930	-	270, 577, 974	70, 591, 156	-	1, 013, 523, 080
16	568, 700, 590	-	159, 594, 642	-	288, 525, 374	76, 000, 494	-	1, 092, 821, 100
17	608, 919, 068	-	157, 971, 624	-	294, 671, 532	73, 490, 936	_	1, 135, 053, 160
18	662, 273, 424	-	158, 073, 084	-	301, 716, 770	81, 493, 242	659, 300	1, 204, 215, 820
19	714, 162, 348	-	155, 924, 260	-	299, 756, 692	83, 779, 018	2, 025, 742	1, 255, 648, 060
20	821, 653, 822	-	169, 150, 046	1, 252, 138	314, 513, 688	103, 851, 568	3, 112, 238	1, 413, 533, 500
21	790, 914, 368	-	152, 586, 492	1, 683, 172	293, 027, 690	98, 700, 516	4, 112, 322	1, 341, 024, 560
22	842, 734, 664	-	156, 856, 210	1, 678, 346	306, 873, 294	103, 622, 960	5, 022, 726	1, 416, 788, 200

(8) 荒川右岸処理区負担金

(単位:円)

年度	武蔵野市	小金井市	小平市	東村山市	東大和市	清瀬市
13	42, 766, 720	7, 814, 738	195, 573, 612	607, 186, 952	330, 528, 750	312, 355, 706
14	41, 158, 902	7, 453, 966	197, 168, 738	599, 785, 388	334, 427, 626	308, 813, 270
15	46, 525, 034	7, 857, 374	198, 345, 864	607, 528, 686	342, 005, 396	312, 432, 238
16	58, 461, 936	7, 665, 702	211, 822, 412	629, 007, 464	357, 349, 226	328, 815, 862
17	44, 100, 482	7, 302, 650	219, 533, 714	626, 595, 300	354, 852, 208	329, 784, 254
18	51, 530, 204	7, 549, 764	230, 969, 966	646, 709, 460	374, 913, 700	339, 271, 600
19	49, 295, 994	7, 126, 976	224, 257, 190	623, 482, 112	365, 271, 428	320, 207, 798
20	51, 197, 210	7, 608, 246	238, 678, 608	661, 623, 852	384, 634, 670	343, 168, 804
21	47, 656, 142	7, 212, 780	228, 954, 750	635, 874, 710	365, 164, 116	321, 003, 746
22	47, 697, 942	7, 212, 476	234, 445, 940	650, 791, 610	369, 322, 798	325, 690, 438
年度	東久留米市	武蔵村山市	保谷市	田無市	西東京市	計
13	470, 834, 212	178, 941, 924	*	*	772, 253, 746	2, 918, 256, 360
14	466, 221, 126	178, 734, 368	*	*	762, 019, 016	2, 895, 782, 400
15	480, 776, 874	181, 233, 058	*	*	765, 852, 076	2, 942, 556, 600
16	499, 677, 504	187, 736, 568	*	*	804, 556, 026	3, 085, 092, 700
17	485, 339, 648	183, 555, 276	*	*	791, 795, 208	3, 042, 858, 740
18	501, 069, 292	192, 002, 600	*	*	827, 769, 694	3, 171, 786, 280
19	481, 657, 904	178, 903, 696	*	*	792, 462, 602	3, 042, 665, 700
20	506, 921, 140	189, 568, 586	*	*	837, 820, 124	3, 221, 221, 240
21	481, 746, 406	182, 242, 718	*	*	800, 103, 832	3, 069, 959, 200
22	488, 995, 666	185, 993, 014	*	*	820, 510, 516	

※田無市・保谷市は合併により13年度から西東京市として記載